

自 令和7年9月 4日
至 令和7年9月12日

令和7年第3回平内町議会定例会
会 議 錄

平内町議会事務局

令和7年第3回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表		
1、議事日程表（第1号）		
1、議事日程表（第2号）		
1、議事日程表（第3号）		
1、議事日程表（第4号）		
1、町長提出議案	11
1、報 告		
1、委員会審査報告書		
第1号（9月4日 木曜日）	19
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開会・開議		
1、諸 報 告		
1、会議録署名議員の指名		
1、会期の決定		
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）		
1、散 会		
第2号（9月5日 金曜日）	27
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、一般質問		
◎ 田中 大君		
答弁（町長 船橋茂久君）		
◎ 荒内 護君		
答弁（町長 船橋茂久君）		
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君）		
◎ 田中光弘君		
答弁（町長 船橋茂久君）		
（町民課長 千代谷文徳君）		
（企画政策課長 塩越信子君）		
（総務課指導監 金津良紀君）		
◎ 田中茂勝君		
答弁（町長 船橋茂久君）		

(総務課長・選挙管理委員会事務局長 田中正美君)

1、散	会		
第3号(9月8日 月曜日)			47
1、本日の会議に付した事件			
1、出席議員及び欠席議員			
1、法121条による出席者			
1、出席事務局職員			
1、開	議		
1、一般質問			
◎ 船橋侑雅君			
答弁(町長 船橋茂久君)			
(福祉介護課長 竹達暁教君)			
(企画政策課長 塩越信子君)			
◎ 亀田弘徳君			
答弁(町長 船橋茂久君)			
(水産商工観光課長 畑井幸治)			
(農政課長・農業委員会事務局長 垂井智也君)			
1、質	疑		
1、決算特別委員会設置			
1、議案付託			
1、陳情付託			
1、休会提議			
1、散	会		
第4号(9月12日 金曜日)			63
1、本日の会議に付した事件			
1、出席議員及び欠席議員			
1、法121条による出席者			
1、出席事務局職員			
1、開	議		
1、決算特別委員会報告			
1、表	決		64
議案第49号	議案第50号	議案第51号	議案第52号
議案第53号	議案第54号	議案第55号	議案第56号
			認定
1、総務福祉常任委員会報告			
1、経済文教常任委員会報告			
1、表	決		64
報告第18号	報告第19号		承認
議案第57号	議案第58号	議案第59号	議案第60号
議案第61号	議案第62号		原案可決
陳情第1号			採択
1、表	決		66

議案第 6 3 号		原案可決
1、表 決	67
議案第 6 4 号		原案可決
1、表 決	67
議案第 6 5 号		同 意
1、表 決	69
議案第 6 6 号		同 意
1、議員派遣の件	70
		承 認
追加日程		
1、表 決	70
発議第 4 号		原案可決
1、町 長 挨 拶 (町 長 船橋茂久君)		
1、閉 会		

[参考登載]

平内町告示第55号

令和7年第3回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年9月1日

平内町長 船橋茂久

記

1. 日 時 令和7年9月4日（木）午前10時

2. 場 所 平内町議会議場

令和7年第3回平内町議会定例会 会期日程表

令和7年9月4日招集

月　　日	開議時刻	件　　　名
9月4日 (木)	午前10時	本会議 開会・開議 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散会
9月5日 (金)	午前10時	本会議 開議 第1 一般質問 散会
9月6日 (土)		休会
9月7日 (日)		休会
9月8日 (月)		本会議 開議 第1 一般質問 第2 質疑 第3 決算特別委員会設置 第4 議案付託 第5 陳情付託 散会

月　　日	開議時刻	件　　　　　名
9月9日 (火)	午前10時	休　会 (決算特別委員会)
9月10日 (水)	午前10時	休　会 (決算特別委員会)
9月11日 (木)	午前9時30分	休　会 (各常任委員会)
9月12日 (金)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開　議</p> <p>第　1　　決算特別委員会報告</p> <p>第　2　　総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第　3　　議案第63号</p> <p>第　4　　議案第64号</p> <p>第　5　　議案第65号</p> <p>第　6　　議案第66号</p> <p>第　7　　議員派遣の件 (町　長　挨　拶)</p> <p>閉　会</p>

令和7年第3回平内町議会定例会

9月4日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散会

令和7年第3回平内町議会定例会

9月5日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開議

日程第1 一般質問

散会

令和7年第3回平内町議会定例会

9月8日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 質 疑

日程第3 決算特別委員会設置

日程第4 議案付託

日程第5 陳情付託

散 会

令和7年第3回平内町議会定例会

9月12日議事日程表（第4号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 決算特別委員会報告

日程第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告

日程第 3 議案第63号 平内町犯罪被害者等支援条例案

日程第 4 議案第64号 財産の取得について〔学習者用コンピュータ等〕

日程第 5 議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求める
ことについて

日程第 6 議案第66号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求める
ことについて

日程第 7 議員派遣の件

(追加日程)

日程第 8 発議第4号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意
見書案

(町 長 挨 捶)

閉 会

令和7年第3回平内町議会定例会会議録

令和7年9月 4日 開 会
令和7年9月12日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第49号 令和6年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第50号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第51号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について
議案第52号 令和6年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
議案第53号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 令和6年度平内町下水道事業会計欠損金の処理及び決算認定について
議案第55号 令和6年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第56号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて
〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕
報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて
〔令和7年度平内町水道事業会計補正予算〕
議案第57号 令和7年度平内町一般会計補正予算案
議案第58号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第59号 令和7年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案
議案第60号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案
議案第61号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第62号 令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第63号 平内町犯罪被害者等支援条例案
議案第64号 財産の取得について
〔学習者用コンピュータ等〕
議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて
議案第66号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

2、議員提出案件

- 発議第4号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書案

3、陳 情

- 陳情第1号 「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書

4、報 告

- 報告第16号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕
報告第17号 令和6年度平内町特別導入事業基金の実績報告について
報告第20号 令和6年度平内町健全化判断比率の報告等について
報告第21号 令和6年度平内町資金不足比率の報告等について
報告第22号 令和6年度平内町奨学資金貸付基金の運用状況の報告について
令和6年度平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

例月出納検査結果報告書

5、令和7年度平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（令和6年度の実績）

令和7年9月12日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

決算特別委員長 太 田 満 則

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果	審査の理由
議案第49号	令和6年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当
議案第50号	令和6年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第51号	令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第52号	令和6年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第53号	令和6年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第54号	令和6年度平内町下水道事業会計欠損金の処理及び決算認定について	上記同じ	上記同じ
議案第55号	令和6年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
議案第 56 号	令和 6 年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	原案どおり認定すべきもの	処置妥当

令和7年9月12日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 田中茂勝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第18号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第57号	令和7年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第58号	令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第61号	令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第62号	令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和 7 年 9 月 12 日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

総務福祉常任委員長 田 中 茂 勝

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第 95 条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	委員会の意見	審査の結果
陳情第 1 号	「高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書」の提出を求める陳情	願意妥当	採択すべきもの

令和7年9月12日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

経済文教常任委員長 亀 田 弘 徳

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果	審査の理由
報告第18号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第19号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて〔令和7年度平内町水道事業会計補正予算〕	上記同じ	上記同じ
議案第57号	令和7年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第59号	令和7年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第60号	令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和7年第3回平内町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月4日

本日の会議に付した事件

日程第1、会議録署名議員の指名

日程第2、会期の決定

日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 12名

議長	船橋 健人君	副議長	木村 良一君	1番	船橋 侑雅君
2番	荒内 護君	3番	内海 伸君	4番	田中 大君
5番	亀田 弘徳君	6番	田中 茂勝君	7番	太田 満則君
8番	倉内 清一君	9番	畠井 勝廣君	10番	田中 光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長	船橋 茂久君 総務課長・選挙管理委員会事務局長	副町長	山田 光昭君 総務課指導監
企画政策課長	塩越 信子君	税務課長	柴田 正一君
町民課長	千代谷 文徳君	福祉介護課長	竹達 晓教君
福祉介護課指導監	須藤 昌毅君	健康増進課長	大水 要君
健康増進課指導監	森山 実希君 農政課長・農業委員会事務局長	農政課長・農業委員会事務局長	垂井 智也君
水産商工観光課長	畠井 幸治君	地域整備課長	三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長	近藤 吏君	会計管理者	工藤 英仁君
平内中央病院事務局長	小形 正樹君	平内消防署長	川村 徳仁君
教育長	渡辺 伸一君	学校教育課長	須藤 鉄博君
生涯学習課長	小林 正人君	代表監査委員	逢坂 重良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局副指導監 石岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがあります。携帯、スマートフォンをお持ちの方は音の出ないように御配慮をお願いいたします。

ただいまから、令和7年第3回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

ただちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願い

ます。全員御起立願います。

(町民憲章を朗読)

議長（船橋健人君）御着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 壽）それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「議案第49号 令和6年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第50号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第51号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第52号 令和6年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第53号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第54号 令和6年度平内町下水道事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第55号 令和6年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第56号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて〔令和7年度平内町水道事業会計補正予算〕」、「議案第57号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第58号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第59号 令和7年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第60号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」、「議案第61号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第62号 令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第63号 平内町犯罪被害者等支援条例案」、「議案第64号 財産の取得について〔学習者用コンピュータ等〕」、「議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて」、「議案第66号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」、以上 20件であります。

次に、今定例会までに受理した陳情書は、「陳情第1号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情書」1件であります。

また、報告関係では、町長より、「報告第16号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」。

次に、平内町特別導入事業基金管理者より、「報告第17号 令和6年度平内町特別導入事業基金の実績報告について」。

また、町長より、「報告第20号 令和6年度平内町健全化判断比率の報告等について」、「報告第21号 令和6年度平内町資金不足比率の報告等について」、「報告第22号 令和6年度平内町奨学生資金貸付基金の運用状況の報告について」。

次に、平内町監査委員より、「令和6年度平内町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」と「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

また、参考資料といたしまして平内町教育委員会より、「令和7年度平内町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書（令和6年度の実績）」が提出されましたので、各位に配布しております。

次に、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元にお配りしておりますので、御了承願います。

以上で議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）以上で諸報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、荒内護君、3番、内海伸君を指名します。

日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から9月12日までの9日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月12日までの9日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君） 日程第3、「議案第49号」から「議案第56号」まで、「報告第18号」、「報告第19号」及び「議案第57号」から「議案第66号」まで、以上20件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今夏は長期にわたり記録的な猛暑や大雨に見舞われ、7月の末には兵庫県丹波市で、日本の過去最高気温記録を樹立いたしましたが、その数日後の8月初旬には群馬県伊勢崎市において、その記録を更に上回る41.8度を観測、再び記録が更新されるという過去にない猛暑が全国で展開し熱中症警戒アラートや労働・スポーツ・農業などが各方面で安全対策の強化が求められた夏となりました。

また、九州地方や本県を含む北東北各地で発生した豪雨では土砂災害や河川の氾濫等の甚大な被害により、多くの人が被災されました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

そのほかにも7月の末にはロシア、カムチャツカ半島付近で発生したマグニチュード8.7の地震により津波警報や注意報が日本列島の太平洋側の全てと青森県の日本海側の一部、そして当町沿岸の陸奥湾に発令されましたが、幸い当町では被害は無く翌日には注意報も解除となりました。今後も早期に気象情報の収集を行い町民の皆様の安全・安心の確保に向け万全の体制を整えて参りたいと改めて思ったところでございます。

それでは、現時点での町における水稻の状況を御説明いたします。

5月中旬から下旬にかけて、降雨等の影響で田植え作業が遅れた地域も見られましたが、その後の気温が高めに推移し出穂期は平年に比べ5日から8日ほど早く大部分の圃場では順調に生育しております。

しかしながら、自然を相手とする農林水産業であることから猛暑や渇水など異常気象がもたらす影

響による収穫量の減少や品質の低下を懸念しているところであります。

また、全国各地では2025年産米の概算金の設定が行われており、青森県については主力銘柄であります「まっしぐら」が1等米60キログラム当たり2万6千円で前年より1万1千円高の過去最高額となっており、農業者が将来に向けて経営の強化を図る契機となることを期待するものでございます。

町といたしましても、カメムシやイモチ病発生抑制のため実施しております航空防除による薬剤一斉散布事業への支援を行うなど、水稻病害虫被害の未然防止、さらに農家の負担軽減など、できる限りの対策を講じているところであります。今後とも、県はじめ関係機関と連携して生産管理に万全を期すため、体制の整備を図って参りたいと考えております。

一方、ホタテガイ養殖業については、令和5年からの記録的猛暑による高水温の被害に加えて令和6年には餌不足も重なりホタテガイの大量へい死に繋がりました。これらの長引く影響により令和7年の生産量は大幅に減産となり、生産者をはじめ水産加工会社を含めた青森県のホタテ産業は危機的状況で生産量の回復が急務となっております。

今年の稚貝については、母体となる親貝は依然として不足しているものの順調にラーバは付着しており、まずは安心しておりますが今年も海水温が高く推移していることから、今後のホタテ養殖に大きな影響を及ぼすのではないかと懸念しております。

水温や潮流など環境変動の影響を受けやすいホタテ養殖の安定生産を続けるためには、適正な時期に十分な量を産卵できる親貝の数を確保するとともに、適正数量を守り多少の環境変動にも耐え得る丈夫な種苗についても確保する必要があるため、引き続き生産者及び漁業協同組合と一緒に取り組んで参りたいと考えております。

次に、本年度の町行政の運営についてでございますが、現在のところ事務事業全般にわたり順調に経過しており、これも偏に議員並びに町民各位の御理解と御支援の賜であると心から感謝申し上げます。

さて、今定例会には、前年度の各会計にかかる決算認定及び本年度の各会計補正予算案並びに人事案件等、合わせて20件を提出しておりますので、その概要について御説明申し上げ議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第49号 令和6年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。現下の厳しい行財政に鑑み、限られた財源の重点的配分方針のもとに編成し、その予算執行に当たっては、適正かつ効率的に活用した結果、お陰様をもちまして計画した事業等は順調に実施され、所期の目的を達成することができました。

本議案にかかる予算総額は、歳入歳出ともに84億4,323万8千円となりました。これに対する決算では、収入済額が81億3,342万1千余円、支出済額が79億7,300万4千余円で、歳入歳出の差引残額1億6,041万7千余円の剩余金が生じました。この剩余金については、繰越明許費の一般財源分1,781万5千円を差し引いた残額1億4,260万2千余円のうち、地方自治法の規定に基づき、財政調整基金へ8,000万円を積立し、残額6,260万2千余円を令和7年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第50号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額19億4,857万2千円に対し、収入済額が18億5,787万4千余円、支出済額が18億2,488万余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額3,299万3千余円の剩余金が生じました。

その大きな要因は、基金繰入による財政運営となったものの、国保税収及び特別交付金を確保できることであり、この剩余金については、令和7年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第51号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」であります。まず、収益的収入及び支出における病院事業収益は、14億6,648万1千余円となりました。一方、病院事業費用では15億3,865万4千余円となり、これの差引額に資本的支出の消費税分3,735万余円を加えた当年度純損失は1億952万4千余円となりました。これにより年度末における累積欠損金は、12億4,667万4千余円で、昨年度より約9.6パーセントの増加となっております。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債が4億990万円、一般会計負担金が1億3,107万8千円で、収入の合計は、5億4,097万8千円となりました。一方、支出では建物設備や医療機器の整備等に係る建設改良費が4億1,154万5千余円、企業債償還金が1億8,990万余円、医療職修学資金貸付金が780万円で、支出の合計は、6億924万5千余円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額6,826万7千余円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、「議案第52号 令和6年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」であります。当町の給水人口は前年度比265人減少して9,192人となりました。決算の内容につきまして、収益的収入の営業収益は2億3,972万9千余円、営業外収益は一般会計繰入金2,767万9千余円を含む5,492万8千余円で、収益合計が2億9,465万8千余円となりました。また、支出においては営業費用で2億3,213万6千余円、営業外費用で2,261万7千余円で、費用合計が2億5,475万4千余円となりました。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債及び補助金で合計額8,882万1千円となり、支出では建設改良費及び企業債償還金で合計2億1,775万2千余円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億2,893万1千余円は、現年度分損益勘定留保資金並びに現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億345万3千余円、建設改良積立金2,547万8千余円で補てんいたしました。

なお、これらに係る消費税を処理した結果、総収益2億7,074万9千余円、総費用2億3,905万7千余円で当年度純利益は3,169万2千余円となりました。

次に、「議案第53号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。歳入歳出予算の総額2,846万5千円に対し、収入済額が一般会計からの繰入金2,668万3千円と前年度繰越金46万3千余円、繰越明許費131万9千円を合わせて2,846万5千余円となり、支出済額が指定管理料ほかで2,780万5千余円で、歳入歳出の差引残額65万9千余円を令和7年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「議案第54号 令和6年度平内町下水道事業会計欠損金の処理及び決算認定について」であります。当町の加入人口は4,124人となっております。決算の内容につきまして、収益的収入の営業収益は6,042万7千余円、営業外収益は一般会計繰入金2億1,263万1千円を含む3億9,487万余円、特別利益は122万4千余円で、合計が4億5,652万1千余円となりました。また、支出の営業費用は4億3,613万5千余円、営業外費用は4,325万9千余円、特別損失は281万5千余円で、合計が4億8,220万9千余円となり、収益的収入が収益的支出に対して不足する額2,568万8千余円は、令和5年度農業集落排水事業特別会計繰越明許費より引き継いだ国庫補助金1,240万円、他会計補助金15万1千円の充当及び企業債1,970万円を

借り入れして補てんいたしました。

次に資本的収入は企業債、国庫補助金、県補助金、他会計負担金及び他会計補助金で、合計が2億7, 451万5千円となりました。支出は建設改良費及び企業債償還金で、合計が3億5, 038万1千余円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額7, 586万6千余円は、現年度分損益勘定留保資金で全額補てんいたしました。

なお、これらに係る消費税を処理した結果、総収益4億4, 560万3千余円、総費用4億6, 398万9千余円で当年度純損失は1, 838万5千余円となりました。これにより年度末における累積欠損金は、2億8, 354万1千余円で年度期首より約6. 9パーセントの増となっております。

次に、「議案第55号 令和6年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」であります
が、歳入歳出予算の総額15億2, 585万2千円に対し、収入済額が15億6, 144万余円、支
出済額が14億3, 191万1千余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額1億
2, 952万9千余円の剰余金が生じました。その大きな要因は、介護サービスの保険給付費が見込
額を下回ったことによるものであり、この剰余金については、全額令和7年度へ繰越しすることにい
たしました。

次に、「議案第56号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」で
あります
が、歳入歳出予算の総額3億8, 948万7千円に対し、収入済額が3億9, 220万3千余
円で、支出済額が3億8, 883万余円となりました。この結果、歳入歳出の差引残額337万
2千余円は、令和7年度へ繰越しすることにいたしました。

次に、「報告第18号」及び「報告第19号」は、いずれも「専決処分した事項の報告及び承認を求
めることについて」であります。

まず、「報告第18号 令和7年度平内町一般会計補正予算」でありますが、令和6年度寄附分の返
礼品である活ホタテが貝毒等による遅延が続いたことで、寄附者から寄附辞退の申し出があつたため、
返還金の早急な予算措置が必要となつたこと、特別会計繰出金について、物価高騰対応重点支援地方
創生臨時交付金の追加交付が決定したことにより、2か月を予定していた水道基本料金の減免を
3か月に延長することとしたことに伴い、10月料金分の水道メータ検針前に減免について広報する
必要があるため、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、歳入歳出同額の730万4千円を
増額したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに80億2, 713万9千円になつたものであります。所要歳出の財源は、国庫支出金を増額し、歳入超過分については財政調整基金繰
入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「報告第19号 令和7年度平内町水道事業会計補正予算」でありますが、ただ今御説明いた
しました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した、水道基本料金の減免延長につきま
して、水道事業側につきましても併せて予算措置を講ずる必要があることから、水道事業収益の給水
収益を728万3千円減額し、営業外収益の他会計補助金を728万3千円増額したものであります。

以上2件は、いずれも緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
、地方自治法の規定により、令和7年8月8日付けをもって、本職において専決処分したものであります。

次に、「議案第57号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入
歳出ともに1億5, 431万9千円を増額し、補正後の予算総額は、歳入歳出ともに81億
8, 145万8千円としたものであります。

補正の主なものとして歳出では、未契約が発覚した平成26年以降の12台分の公用車カーナビに係る放送受信料、ふるさと納税促進事業、平内町役場庁舎整備事業、自治体情報システム標準化・共通化事業、後期高齢者医療繰出事業、ホタテ残渣収集運搬委託料及び処理業務委託料、ほたて貝養殖業特別対策補助金、公民館事業費について、新規及び増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、歳出に関連したそれぞれの収入を見込んだほか、前年度会計からの繰越金確定分を増額計上し、歳入超過分については財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第58号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに1,191万1千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに19億11万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、国民健康保険事業費納付金及び諸支出金を増額いたしました。歳入では、決算剰余金確定により繰入金を減額、繰越金、諸収入及び国庫支出金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第59号 令和7年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、前年度繰越金が確定したことによる予算調整を行うもので、予算総額について歳入歳出に変更はございません。

補正の内容について歳入では、一般会計繰入金を減額し、それに伴って繰越金を増額いたしました。歳出では、充当財源を組替し予算調整を行いました。

次に、「議案第60号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、収益的収入及び支出について、収入では営業外収益を4,772万2千円増額し、収益的収入総額4億6,975万5千円といたしました。支出では、営業費用を549万円増額し、収益的支出総額を4億6,975万5千円とし、収入支出同額といたしました。

次に、資本的収入及び支出について、収入では企業債を3,910万円増額、他会計補助金を4,772万2千円減額し、資本的収入総額を3億1,993万1千円といたしました。支出では、建設改良費を2,445万6千円増額し、資本的支出を3億5,300万9千円といたしました。

次に、「議案第61号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに1億593万4千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに15億7,778万8千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金を増額いたしました。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入及び繰越金を増額、繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第62号 令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」でありますが、今回の補正は、歳入歳出ともに337万2千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億7,646万円といたしました。

補正の内容について歳出では、諸支出金を増額し、歳入では、繰越金を増額して歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第63号 平内町犯罪被害者等支援条例案」でありますが、犯罪等により被害を被った者及びその家族等の支援に関する基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため新規制定するものであります。

次に、「議案第64号 財産の取得について〔学習者用コンピュータ等〕」であります。本案は、5年を経過したGIGAスクール構想の第2期を見据え、日常的な端末活用を行っている地方公共団体の予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行うとした国の方針に基づき、児童・生徒の1人1台の学習者用コンピュータ等615台を整備するものであり、去る6月16日、青森県GIGAスクール推進協議会事務局において共同調達に係る一般競争入札を執行したところ、株式会社ビジネスサービスが落札し、仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて」であります。現教育長の渡辺伸一氏は本年10月7日をもって任期満了となります。同氏は教育行政に精通し、人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き任命いたたく、何卒満場一致での御同意を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

次に、「議案第66号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」であります。現委員の今芳廣氏は本年10月24日をもって任期満了となります。同氏は人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き任命いたたく、何卒満場一致での御同意を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしましたが、議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。



議長（船橋健人君）以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうも御苦労様でした。

(午前10時37分 散会)

令和7年第3回平内町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月5日

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

出席議員 12名

議長	船橋 健人君	副議長	木村 良一君	1番	船橋 侑雅君
2番	荒内 護君	3番	内海 伸君	4番	田中 大君
5番	亀田 弘徳君	6番	田中 茂勝君	7番	太田 満則君
8番	倉内 清一君	9番	畠井 勝廣君	10番	田中 光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長	船橋 茂久君	副町長	山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	田中 正美君	総務課指導監	金津 良紀君
企画政策課長	塩越 信子君	税務課長	柴田 正一君
町民課長	千代谷 文徳君	福祉介護課長	竹達 暁教君
福祉介護課指導監	須藤 昌毅君	健康増進課長	大水 要君
健康増進課指導監	森山 実希君	農政課長・農業委員会事務局長	垂井 智也君
水産商工観光課長	畠井 幸治君	地域整備課長	三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長	近藤 吏君	会計管理者	工藤 英仁君
平内中央病院事務局長	小形 正樹君	平内消防署長	川村 徳仁君
教育長	渡辺 伸一君	学校教育課長	須藤 鉄博君
生涯学習課長	小林 正人君	代表監査委員	逢坂 重良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局副指導監 石岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は音の出ないように御配慮お願ひいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。

日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告に基づき、4番、田中 大君の登壇を許します。（「議長、4番」の声あり）
はい、田中 大君。（「はい」の声あり）

4 番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

近年の物価高騰は、私たちの地域社会に深刻な影響を及ぼしております。特に食料品や燃料といった生活必需品の値上がりは家計を直撃し、子育て世代や高齢者世帯に大きな負担となっております。また、農業や漁業、中小事業者においても、資材や燃料の高騰は経営を圧迫し、地域経済全体の持続可能性を揺るがす状況にあります。これは単に個々の家庭や事業所の問題にとどまらず、地域社会の活力を左右する重大な課題であります。私はこの物価高騰への対応を、生活を守る政策と、地域経済を支える政策の両面から進める必要があると考えます。物価高騰は一過性の問題にとどまらず、私たちの暮らし方や経済の在り方を問い合わせ直す契機でもあります。私はこの困難を地域の力を結集し、持続可能な社会を築くための挑戦と捉え、取り組むべきであると感じております。

それでは、質問に入ります。保育園留学受入れについて。

近年、我が国が直面する最大の地域課題の一つは、急速に進行する少子化と人口減少であります。特に本町をはじめとする地方においては、出生数の減少に伴い、保育園や学校といった子育てインフラの持続が困難となり、地域の将来像に深刻な影響を及ぼしつつあります。こうした中、全国各地で関係人口の創出や選ばれる地域づくりに向けた様々な取組が始まっていますが、その中でも今新たな光明として静かな注目を集めているのが、保育園留学という仕組みであります。

保育園留学とは、都市部の子育て世代が一定期間地方の保育園に子供を通園させながら、その地域で暮らすという新しい形の地域滞在、交流型の取組であり、保護者もリモートワークや休暇などを活用し、地域に滞在します。この取組の本質は、単なる観光でも、短期移住でも、ましてや一方的な保育サービスの提供でもございません。むしろ地域の自然、文化、人との関わりを親子で体感する中で、地域と家庭との間に双方向の学びや発見が生まれる点にこそ、その真価があるであります。こうした保育園を起点とした地域体験は、今後の地方政策に新たな可能性をもたらす一手として捉えるべきではないでしょうか。この仕組みは、都市部の保護者にとっては保育の選択肢の幅が広がるだけでなく、子供にとっても自然や地域文化との触れ合いといった都市にはない経験が得られること、さらには保護者自身もテレワークやワーケーションの形で地域の生活に触れられることが大きな魅力となっています。

では、なぜ保育園留学は現代の子育て世代の心を引きつけるのでしょうか。その背景を分析しますと、幾つかの明確な理由が浮かび上がります。

第1に挙げられますのは、子供たちにとってかけがえのない原体験が得られるという点であります。都会では得難い豊かな自然の中で五感を通じて深く自然と交わる体験が、子供たちの豊かな感受性や社会性をはぐくむ、そんな質の高い教育的価値を有しているのであります。

第2に、保護者の働き方と暮らし方に前向きな変革をもたらすからであります。リモートワークの活用により、保護者は仕事と充実した余暇を両立させ、結果として家族全体の生活の質そのもの向上させるのであります。

そして、第3に参加への心理障壁が低く、仕組みとして巧みに設計されているという点であります。本格的な移住ではなく、数週間からというお試しの形が気軽な参加を促し、さらには体験者のSNS等を通じた好意的な情報発信が次なる参加者を呼び込むという、好循環さえ生み出しているのであります。

これら3つの要素は、豊かな自然環境を有する本町にとって、まさにその強みを最大限に発揮できる分野であると私は考えております。

一方、受け入れる地方にとっても、保育園の空き定員の活用や保育士の雇用維持による運営基盤の強化、観光、交通、宿泊など、地域経済への波及効果、さらには将来的な移住定住の契機にもつながるという点から、まさに関係人口創出と地域子育て資源の活用を同時に達成する仕組みとして期待されております。その成果は、既に全国で証明されつつあります。保育園留学は全国40地域に広がり、1,000家族、3,500人が体験し、99%という高いリピート率を記録しています。

保育園留学発祥の地、北海道厚沢部町では、年間3,300万円の経済効果を創出しているとの報告がございます。また、体験した御家族へのアンケートによれば、7割が移住に关心を持った、または移住したいと答えるなど、地域との強い結びつきを生み出しています。

長野県白馬村では、自然環境を生かした保育と地域交流によって多くのリピーターを獲得し、中には定住へとつながったケースも報告されています。

熊本県小国町では、地域の観光資源や空き家バンクと連携し、単なる保育園留学にとどまらず、地域ぐるみの家族留学プログラムへと昇華させています。

このように全国の先進事例からは、保育園単体ではなく、地域全体で仕組みを構築し、受入れ体制を柔軟かつ戦略的に整えている点が非常に参考になります。

さて、当町におきましては町営の保育園は存在せず、民間事業者による保育園、幼稚園が7園運営されている体制であります。この本町の状況は、一見自治体主導の単独実施が困難であることを示しているかに見えます。しかし、これこそが民間の活力と創意工夫を最大限に生かす、官民連携推進の絶好の機会であることを示唆するものであります。そして、その連携を単なる協力関係にとどめず、官民が互いの知恵と資源を持ち寄り、新たな価値とともに創り上げる競争型モデルとして推進することこそ、民間の活力を最大限に生かし、現状を強みに変える合理的な判断といえるのではないでしょうか。

具体的には、町が制度設計や安全、衛生面でのガイドライン策定、関係手続の簡素化支援などを担い、事業者側は園運営に支障のない範囲で留学枠の設置や受入れ準備を行う。さらに、町観光協会や空き家バンク、地元関係団体と連携し、宿泊や移動、地域体験プログラムの提供などを含めた地域全体での受入れが求められます。

なお、園によっては定員に余裕がある場合や、施設変動による空き枠が生じる場合もありますので、そこを関係人口創出枠として柔軟に活用することも可能でしょう。

制度的な面についても触れたいと思います。確かに保育園留学の受入れに関しては、園児の一時的な入園、受入れ自治体における保育の実施義務、健康診断や予防接種記録、保険、給食アレルギー対応、そして入園費用の扱いなど、乗り越えるべき課題は少なくありません。

既存の制度として、例えば、広域入所がございます。これは里帰り出産や、保護者の勤務地の都合などにより、市町村間で受委託を行うことで住所地以外の認可保育所に入所できる制度です。ただし、双方の市町村がこの制度を取り扱っていることが条件となります。

また、来年度から始まるこども誰でも通園制度は、保育所に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満のお子さんを対象に、月10時間まで時間単位で利用できる、新たな仕組みであります。

課題があるからと、立ち止まるわけにはまいりません。こうした制度を参考にしながら、進まなくてはいけないので。民間事業者による認可外保育や一時保育の制度を柔軟に活用すること、短期の居住登録を活用すること、さらには自治体間の覚書等により、実施自治体間の連携を明確にすること

などにより、実現の可能性は十分にあると考えられます。制度を理由に最初からあきらめるのではなく、他の自治体の先進事例や実務上のノウハウを共有し、知恵を絞ることこそ我々に求められる姿勢であります。まずは、モデル事業として小規模から始めるというアプローチも有効です。

また、小学生以上の兄弟姉妹がいる場合に、短期滞在中の一時的な転校を可能とすることも、家庭の受入れを、家族の受入れを推進する上で極めて重要な視点であります。学校教育法上、保護者の監護下にある場合に、居住地要件に基づき転校は可能とされており、受入れ校との調整と教育委員会の柔軟な運用判断があれば、実現に向けた道筋は開かれます。このような柔軟な制度運用の在り方についても、町として前向きに検討していただきたいと思います。

そして、この取組の持つ可能性を裏づける、注目すべきデータがございます。実際2023年度に実施されたある調査では、保育園留学を経験した家庭の約4割が再訪を希望、約2割が将来的な二地域居住、または移住を検討とのデータが示されており、単なる短期滞在で終わらせらず、地域との中長期的関係へと発展していく確かな兆しが表れております。このことは、既存の移住定住施策よりも効果的に関係づくりがなされていることの裏づけともいえます。

保育園留学は一見すると小さな取組に思われがちですが、その体質は子供を中心とした新しい地域戦略であり、保育、教育、観光、住宅、産業、福祉といった他分野に横断的な好循環を及ぼし得るものであります。さらに、本町が将来的に目指す持続可能なまちづくりや、子育てに優しい地域づくりのビジョンとも高い親和性を持っています。

そこで、町長にお伺いいたします。

本町として、今後の移住定住政策の新たな柱として、保育園留学の制度設計や受入れ体制の構築について本格的に検討されることはいかがでしょうか。民間保育事業者や教育委員会、観光部門との連携の下、モデル事業としての実施可能性を探る中で、制度的課題の整理や家族全体の滞在支援など、中長期的な関係人口政策としての位置づけを明確にし、町長のリーダーシップの下、ビジョンを持って推進するべきと考えますが、その御見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

田中 大議員の御質問にお答えいたします。

保育園留学の受入れについてであります。保育園留学は住所地とは別の地域で、子供が保育園に通いながら家族で一、二週間程度滞在し、地域で日常生活を体験することができるプログラムでございます。令和3年に北海道厚沢部町が民間企業と連携して事業を始め、現在、全国で40以上の自治体が実施している事業だということでございます。

国が東京一極集中を是正するため、移住や二地域居住、関係人口の創出や拡大を推進する中、保育園留学は、家族全体が地域との中長期的なつながりを築くことで、子育て世帯の関係人口の創出につながり、将来的な移住定住のきっかけになり得る取組であると町としても認識しているところでございます。

しかしながら、保育園留学には、家族が滞在するための宿泊施設や移住体験施設などの住環境、また子供が通う保育園の選定・調整が必要であり、町には一、二週間程度滞在できる適当な施設がないこと、さらに全国的な保育士不足により保育園の受入れ体制の確保が懸念されることから、現段階での実施は難しく、実施するためには施設の整備や保育士の確保が必要な状況でございます。

町の移住定住、関係人口施策につきましては、平成28年度より取組を始め、住宅に関する補助金

制度や空き家等バンク制度、移住支援金や東京で行われる移住相談会への参加、短期間の移住体験の実施など、内容を拡充しながら進めているところであります。人口減少を少しでも緩やかにし、将来にわたり持続可能な地域社会を構築するため、これらの取組は大変重要でありますので、今後、既存事業については、評価・分析を行いながらも内容の充実を図るとともに、議員御指摘の保育園留学も含めた新規事業についても、他自治体の先行事例の情報収集を行い、事業の効果や財政的負担を考慮しながら、実施の可能性について検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）4番、田中 大君。（「はい」の声あり）

4 番（田中 大君） 山形県庄内町では、株式会社キッチハイクと密接に連携しています。庄内町が保育園の受入れ体制を整え、町内の認定こども園や保育施設と連携して子供を受け入れる環境を提供します。一方、株式会社キッチハイクはプログラム全体の企画運営を担い、家族募集や予約受入れ、宿泊施設の整備、滞在プランのコーディネートを行います。特に庄内町では、町内の空き家や既存の建物をリノベーションし、1から2週間の滞在に適した住環境を整えるなど、地域資源を生かした宿泊環境づくりも進められています。

また、キッチハイクはまちづくりスタジオという事業を通じて、建築や不動産の専門的知見を生かし、滞在環境の整備やプロデュースを包括的に支援しています。そのため、庄内町における保育園留学は単なる短期滞在にとどまらず、暮らすように滞在できる仕組みが実現されています。これにより、利用者は安心して子供を預けながら、地域ならではの自然体験や農業体験に参加でき、家族全体で地域の生活文化を体感することができます。

さらにプログラムの広報や参加者募集は株式会社キッチハイクが中心となって全国的に展開し、首都圏などの子育て世代に町の魅力を直接届けています。庄内町側にとっては自前では難しい情報発信や参加者募集を効果的に伝えるというメリットがあり、キッチハイクにとっても地域の特色を生かした新たな体験コンテンツを提供することで、保育園留学全体のブランド価値を高めています。

このように、子供にとって豊かな自然や単なる保育環境での成長体験が得られ、保護者にとってはワーケーションや暮らし体験を通じて移住を検討するきっかけとなり、町としては関係人口の拡大や地域経済の活性化が期待されるのです。民間企業との連携は、町のマンパワー不足対策になると考えます。

以上で質問を終わります。

議 長（船橋健人君） 以上で4番、田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、2番、荒内 護君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり） はい、2番、荒内 護君。

2 番（荒内 護君） 8月も過ぎ、9月に入ってもまだ暑い日が続いており、海水温も浦田、東田沢、清水川のそれぞれのブイにおいて30メートル層で26度以上を記録し、高い状態にあります。漁業者の皆さんには、大事な小さいホタテガイが今後どうなっていくのだろうと不安な毎日を過ごしていること察するところであります。また、田んぼでは高温障害による粒割れや白濁が懸念され、早刈りが推奨されています。平内町の米がよい状態で収穫できることを、ただただ願う次第であります。

さて、最近では朝夕の涼しさに秋を感じるようになりました。秋は台風の発生しやすい時期です。既に関東、関西地方では線状降水帯による風水害が出ており、テレビ、新聞等で報道されるようになりました。

そこで、私からは平内町の防災について質問させていただきます。以前にも防災について質問さ

せていただきましたが、まだまだ不安を感じるところがあります。そこで、改めて平内町の防災について質問いたします。

まず、1つ目は、防災組織についてであります。

平内町防災計画第2章防災組織第3節職員の動員では、災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処するとある。そして、動員の方法として、各部長は、部内各課の応急対策に必要な職員が部内各課における調整を行ってもなおかつ不足し、活動に支障があると判断したときは、総務部長に応援職員の配置を求めることがあります。勤務時間外の有事の際に職員の動員がスムーズにいくのか、そして町外から来る職員はどのくらいの時間で駆けつけ、何分後に体制を整えることができるのか、また地元職員に大きな負担がかかるのではないかと、そのような不安を感じております。

そこで、伺います。災害対策本部員となる課長級を含め、職員の居住地の町内外別割合を教えてください。また、勤務時間外の有事の際には職員がどれくらいの時間で駆けつけ、どれくらいの時間で組織の体制を整えることができるのか、これらのことと組織としてしっかりと把握できているのかなど、お聞かせください。

次に、2つ目の質問ですが、防災危機管理課の設置と防災危機管理監の配置についてであります。

このことについても、以前、同じ質問をさせていただきました。そのときには、町の財政や事務事業関係から職員を配置するのは困難な状況にあるという回答をいただきました。

しかしながら、これからますます増える自然災害に不安は募るばかりであります。また、町の防災に対する不足部分にも不安を覚えます。

これから新しい庁舎ができます。その一角に防災危機管理課を設置し、専属の職員として防災危機管理監を配置し、地球の変化と社会情勢に速やかに対応するという考えにはならないのか。改めて、町のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、荒内 護議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の平内町防災組織についての1つ目、職員の町内外別割合についてであります。令和7年度現在の職員数は病院職員を除き137名で、そのうち町内在住の職員は107名、町外在住の職員は30名となっております。

また、管理職30名のうち、町内在住の管理職は22名、町外在住の管理職は8名となっております。

次に、2つ目、どれくらいの時間で駆けつけ、体制を整えられるかについてであります。発災後、町内在住の職員はおおむね1時間程度で参集できる見込みであることから、人員を確保でき次第、避難所等への応援や物資支援、その他応急対応等に従事する考えであります。

しかしながら、避難所の開設・運営や避難誘導、救助・救援活動など、全ての役割を町職員が担うことは不可能であり、町内会や消防団など、地域住民の共助が必要不可欠であることから、災害発生時には各公民館の開放や避難誘導、救助・救急活動などについて積極的な協力をお願いしたいと考えております。

また、これを組織として把握できているのかにつきましては、災害担当部署以外は、残念ながら管理職をはじめ全職員が把握しているとは言い難い状況でございますので、今回の質問をよい契機と捉え、全職員に対して町外居住職員の初動対応も含めた、実効性のある新たな災害時初動体制マニュアル

ルを配り、浸透させてまいりたいと考えているところでございます。

次に、第2点目、防災危機管理課の設置についてであります、令和7年第1回定例会でもお答えしましたが、新たに防災危機管理課を設置するには、現在の財政や他の町事務事業関係から独立した課として職員を配置することが困難な状況であります。そのため現状の職務分担を維持しつつ、災害対応等に対し、迅速でより効果的な体制づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、2番、荒内護君。

2番（荒内護君）御答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁では、駆けつけるのに1時間ぐらいかかるというふうに、これが妥当なのか、早いのか、遅いのか私には今の段階では分からんんですけども、やはり迅速に早く対応しなければ、町民の命を守ることができないのではないかなと思っております。

それから、地域にも協力を求めるという答弁をいただきましたが、やはり地域にも協力を得るつづるのはとても大事なことであり、必要なことだというふうに私も思います。ただ、そういうふうに協力を求めるためにじや何をしているのかと、そういうふうなところもきちんとやっぱりやっていかなければ、そういう準備もしていかなければ駄目なんじゃないかなというふうに、私は今の答弁を聞いて思います。

まず、1つ目の質問ですが、職員の居住地については業務に支障がない場合、どこにあってもよいとされているので、町内に住みなさいということはなかなか難しいと思います。今の答弁からいくと、管理職町外が大体8人、26%という状況ですので、20%程度なら、まだそんなに支障がないのかなというふうには思いますが、今後、町外居住地の職員が40%、50%と増加していくたら、今の防災計画も立ち行かなくなるのではないかなというふうに考えます。また、いつ職員の異動があるかも分からないので、常にこういう状況を把握し、対処していくべきではないかなというふうに感じております。仮にもし50%を超えるようなことが起きれば、採用職員や人事の配置にも配慮せざるを得なくなってくるのではないかなというふうに私は感じます。この問題は行政のトップであり、対策本部長である町長は十分意識しなければならない、永遠の課題であるかなというふうに思いますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、勤務時間外の町外または町内から職員が駆けつける時間を把握しておくというのがやはり、今1時間というふうにおっしゃいましたけども、そこをしっかりと把握しておくことはとても大事であり、その時間によって職員が遅れて到着してくるところ、また、駆けつけてこれなくて不足になるところ、そういうところを補っていくためにも必要ではないでしょうかというふうに感じます。その時間を調査するために、全職員で訓練することはなかなか難しいと思いますが、例えば、各課ごとにを行うことであれば、実施は可能なのではないでしょうか。また、必ずしも全員が駆けつけられるとは限りません。青森から途中の道路が寸断され、青森から来られなくなることもあります。そのようなときはどうするのか、そういうところも確認しておく必要があるのではないかなというふうに感じます。このような訓練は是非やるべきだと思います。

また、防災組織の第4節に町災害対策本部に準じた組織があります。町災害対策本部が設置される前及び町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報・水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、以下により対処するというふうなことになっております。このように対策本部を設置する前にも、対処する組織的なものがあることは、町民にとっては大変心強い限りであります。しかし、このことを全職員に周知さ

れているのか、不安を覚えます。是非、毎年全職員には周知徹底していただきたいというふうに思います。

さらに、第3節の勤務時間外における職員の心得として、職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、緊急対策活動に従事するよう努めなければならないというふうにあります。この初動体制マニュアルは現状に合っているのか、そこを1つお聞きしたい。

それから、次に2つ目の質問ですが、現在の防災管理監はどのような立場の方が配置されているのか。

この2点教えていただきたいと思いますので、お願いします。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） お答えをいたします。

この初動体制マニュアルにつきましては平成の20年に更新したものでありまして、現状に合っているかといわれれば、合っていないところもあるというふうに考えておりました。よって、先ほど町長の答弁にもありましたように、町外居住者の初動対応も含め、このマニュアルが現状に合っているのかを再点検して、新たな初動体制マニュアルにしてまいります。

あと、防災管理監というのは総務課長が兼務ということでございます。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、2番、荒内護君。

2番（荒内護君） はい、ありがとうございます。

そのようにマニュアルをしっかりと今の状態に合うようなものを作成していただいて、それをやはり全職員に周知するべきだと。素早く動けるように、今の状態でそういうのを知っている職員が何人いるかというふうなところにも私は疑問を思います。

そして、先ほども地域の協力を得るというふうなことですので、そういうふうなことも含めて、地域との協力体制も強化していただきたいなというふうに思います。

それから、2つ目のその今総務課長が防災管理監を兼務するというふうに答弁いただきましたけれども、私はこの兼務するということは、長らくこれは兼務できないんじゃないかなというふうに感じています。地球の変化と社会情勢の変化にスピード感を持って対応するためには、兼務ではなくて、専属でなければならないんじゃないかなと、最近、特にそういうふうに思います。

新しい庁舎もできます。その一角に課を設けて、最低限の配置人員を置き、防災関係機関との新しい情報を共有し、本部員のトップとして下部の者にしっかりと指示できる体制を構築するべきであるというふうに思います。

最近は、異常が通常になるといわれます。当たり前に起きるんだという意識を持って、取り組んでいただきたい、そのように思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で2番、荒内護君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、10番」の声あり） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） おはようございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。

1点目は、役場証明書交付についてであります。今年3月に策定した第3期平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に国から示された自治体DX推進計画及び自治体DX推進手順書を受けて、新たに平内町DX推進方針を推進することが加えられています。基本的な方向、デジタル実装の基礎条件、

実施を検討する個別施策では、項目が詳細に掲げられています。

私が特に注目したのは、町民が直接役場に出向かなくても、用事を済ませることができる施策でありました。個別施策のデジタル技術を要した各種申請等、予約制度の導入として、来庁や電話することなく、スマートフォン等から各種申請や相談の予約ができるように、行政サービスの向上と行政事務の効率化を図るとしています。手数料の納付はスマートフォンアプリを使ったモバイルバンキングやクレジットカード、電子マネー等によるキャッシュレス決算の導入を推進することです。

そこで、次の点をお伺いいたします。

新庁舎移転反対の一つとして、現庁舎周辺居住者で高齢者や自家用車がない、今後、免許自主返納者にとっては、窓口来庁に不便が伴ってのことであることは否めません。スマートフォン等からの申請、手数料納付が困難な方にとっては、郵便局事業取扱法に基づき、郵便局窓口において自治体が発行する証明書の交付事務を受託することが可能となっているので、検討する余地があると思いますが、見解をお伺いいたします。

2点目は、平内町地域公共交通計画についてであります。平内町地域公共交通計画の計画期間は、2021年、令和3年度から2025年、令和7年度までの5年間であります。基本方針は公共交通間の連携による広域移動の利便性向上、人口減少・高齢化を考慮した町内移動手段の確保と利便性向上、移動を下支えする方策の展開としています。

計画策定に向けて、町内の公共交通に関する利用実態や、町民や利用客の意識等を把握するために、町民、高校生、鉄道利用客、民生委員からのアンケートの実施、また、公共交通事業者のヒアリングや町民バス乗降調査を行い、全般的な分析で計画に反映していることが伺われます。

そこで質問として、1つに、取組のスケジュールでは、計画の取組15項目が令和7年度から本格実施となっておりますが、15項目全てクリアして本格実施に向けてなのかお伺いいたします。

2つ目に、状況によっては計画の見直しを行うとしていますが、見直しがあったのかお伺いいたします。

3つ目に、計画策定後に町民バス高齢者等無償化事業、デマンド型交通運行委託が進められ、2年後の令和9年秋に沼館地区に新庁舎開庁へと、前回の策定時とは様相が変わってきております。計画の見直しはどうするかお伺いいたします。

3点目は、平内町公共施設等統合管理計画についてであります。計画は2014年、平成26年に、総務省からの公共施設等総合管理計画の策定要請により、当町では2017年平成29年3月に平内町公共施設総合管理計画の策定を行い、2022年、令和4年3月に策定しています。これは全自治体に30年先の人口と財源を見据え、全府的な取組体制により、総合的かつ計画的な管理の基本方針として方向づけるとしております。

計画期間は2017年平成29年から2046年、令和28年までの30年間の長きにわたっています。その間に10年ごとに計画内容を見直すことで、継続的にインフラ長寿命化の取組を推進することとしております。

また、計画では、人口動態、財政状況、施設の現状を踏まえて、老朽化への対応、全体量への対応、更新費用への対応、変化するニーズへの対応という課題に対し、解決のための実施方針が打ち出されています。

第1期個別施設計画は2026年、令和8年まででありますので、計画策定の3分の1近くになっていることから、公共建築物に絞ってお伺いするものであります。

公共建築物数は平成27年度末時点で139施設、延べ面積の合計は8万9,000平方キロメー

トルで、主な内訳として学校関係施設が27%、スポーツ・レクリエーション施設が16%、文科系施設が12%、行政系施設8%、医療施設が7%となっています。

質問の1として、公共施設等総合管理計画を実現するため、平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を重要とし、定期的に見直すP D C Aサイクルの構築を行い、社会情勢や住民ニーズの変化に対応するとしておりますが、計画書には2027年、平成27年策定時から2024年、令和4年3月の改定前までのことが触られていないように見受けられます。策定2017年、平成29年から今日までのP D C Aの構築についてお伺いいたします。

2つ目に、公共建築物が公共施設等の将来更新等の約6割が占めています。公共施設等の管理の基本方針の課題として、住民ニーズを把握し、利用度の低い施設は統廃合や除却等の検討を行い、今後40年かけて延べ面積を約3割削減に努めるとしています。

しかし、2024年、令和6年度に、公共工事設計労務単価が全国全職種単純平均で前年度比5.9%増の12年連続の引上げとなっております。計画の公共建築物の更新単価は現実の数値と比べて合わなくなり、公共施設の改修・更新への影響が及ぶと思われます。2027年、令和9年からの第2期個別施策計画では、具体的な実施計画を作成すべきあります。

見解をお伺いいたしまして、壇上での質問を終わります。

議長（船橋健人君）ここで10分間休憩いたします。会議は11時5分から再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、田中光弘議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の役場証明書交付についてありますが、庁舎移転に伴い自家用車を利用できない方が、証明書を取得する際には不便が生じるのではないかとの御指摘、また証明書交付を郵便局へ委託することの御提案をいただきました。

議員御提案のとおり、郵便局事務取扱法が平成13年に制定されたことにより、自治体は住民票の写しの交付等の事務を郵便局へ委託することが可能となっております。しかしながら、郵便局で証明書交付を行うためには、全国的に運用されているコンビニ交付と同様のシステム導入が必要あります。このシステム導入には、郵便局側においても専用機器やネットワーク環境整備が不可欠であり、多額の初期投資及び運用コスト負担が見込まれます。

町としても、これまで複数回にわたり利便性向上の策として、コンビニ交付導入を関係機関と協議してまいりました。しかし、システム導入費用や維持管理費用などのランニングコストが高額なため、現在の財政状況ではシステム導入は困難と判断した次第であります。郵便局への委託も同様に多額な費用が必要であり、現段階での実施は難しいと考えておりますが、今後は前向きに検討していきたいと考えております。

一方、町のD X推進方針に掲げているとおり、個別政策としてデジタル技術を用いた各種申請や予約制度の導入を進めております。今後はスマートフォン等から簡単に申請や手続が行える仕組みを整備し、来庁せずとも証明書の取得が可能となるよう取り組んでまいります。また、デジタル機器の利用に不慣れな方にも不便を感じさせないよう、窓口や電話での従来の手段も確保し、誰もが安心して必要なサービスを受けられる体制の整備を行っていきたいと考えております。

また、平時に来庁することが困難な方については、現在も予約制で夜間や休日に証明書交付を行っております。今後もこの運用について改めて広く周知するとともに、住民サービスの利便性向上に向けて、国・県及び他自治体の動向を注視しつつ、コスト面や実現性を慎重に検討し、実効性の高い方法を引き続き模索してまいります。

次に、第2点目、平内町地域公共交通計画についての1つ目、本格実施についてであります。将来まで地域公共交通を維持・確保するといった計画の指針により、15項目を取り組むべき事業として令和3年度から実施しています。それらの事業につきましては、既に実施済みで効果の得られたものの、また、引き続き検討・調整等が必要なものもあり、全てが本格実施に移行できたわけではありませんが、事業実施スケジュール期間中においては、新たな課題が見えてくる、また、公共交通を取り巻く社会の変化に柔軟に対応するため、その都度、事業内容について精査し、毎年度実施する地域公共交通会議において進捗状況や取組内容の評価を行いながら、より大きな効果を得られるよう取り組んでいるところであります。

次に、2つ目、計画の見直しについてであります。事業実施の手法や、多少の軌道修正がありましても、計画の指針や長期的に事業に取り組むべきであるとの考え方から、5年間の計画期間中における見直しは実施しておりません。

次に、3つ目、今後の計画の見直しについてであります。現在、8年度からスタートする計画を策定中であります。既に実施している町民バス高齢者等無償化事業やデマンド交通については、改訂版に盛り込む予定ですが、新庁舎開庁に伴う変更点については、現時点で改訂版の計画に具体的な事業メニューとして記載することをしておりません。新庁舎に係る詳細が見えてきましたら、バス停や路線経路等の変更について、町民バス委託事業者の下北交通株式会社をはじめとする公共交通関係事業者と協議を行い、地域公共交通会議に諮り、追加していくかと考えております。

次に、3点目、平内町公共施設等総合管理計画についての1つ目、平成29年度からのP D C Aの構築についてであります。議員御指摘の令和4年3月の当町での改訂については、施設保有量の推移や有形固定資産減価償却率の推移等、総務省からの計画見直し要請の中で記載すべき事項のうち、必須として追加されたものを改正したものであり、必須とされていないP D C Aサイクルについては従前のままで、改正は行っておりません。

よって、第1期計画中でP D C Aサイクルについての評価と、それを受けての第2期に向けての総合管理計画の改定については当初計画のとおり、令和8年度中に行う予定としております。

次に、2つ目の、計画の公共建築物の更新単価については、計画策定時は総務省の算定基準で推計したものであります。その後は物価上昇等を反映した新たな算定基準が示されていないことから、今後も総務省からの指示がない場合は、他自治体の計画等を参考にしながら、令和8年度の改定時に物価上昇等を反映した推計を行う予定でありますので、御理解よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） 郵便局のシステムの導入料、確かに多額だと思いますが、私の視点はやっぱり今、直接来庁しなくても、スマホとか、そういうLINEで可能にするように、努める、行うという計画ですが、どうしてもそういう機械に明るくない人にとっては、やっぱり人がいた方が、世話してくれる人が気が楽であるし、その方が気持ち的にもですね、行きやすいんじゃないかなとことありますが、この郵便局に対してそういう面でシステムの委託料に多額なお金がかかると難しいと、しながら前向きに検討というはどういう意味でしょうか。難しいんだよと、しかし、前向きに検討

するということとして、この辺をもうちょっと説明していただけませんか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町民課長。（「はい」の声あり）

町民課長（千代谷文徳君） ただいまの御質問にお答えします。

金額的には多額な費用がかかるということで難しいのではありますが、全国的、また県内的にも、このコンビニ交付また郵便局交付が進んでおります。ですから、住民の利便性を考え、そのような検討をしてまいりたいということあります。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 管内には小湊郵便局、山口、東田沢、清水川郵便局と、4か所、4店舗ありますが、それも含めての検討というふうに理解してよろしいですか。

議 長（船橋健人君） はい、町民課長。（「はい」の声あり）

町民課長（千代谷文徳君） もちろん利便性を考えた場合、各地区にある郵便局、またコンビニ、少しでも多い方が町民にとっては利便性が高まるのではないかと考えておりますので、そちらの方も検討したいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 前向きに検討していただきたいと。

ただ次に、コンビニのことについてお伺いしますが、今現在、県内の市町村でコンビニができるようにしてる市町村っていうのが、2023年ですから令和5年の11月6日現在で、市では青森市、八戸市、黒石市、十和田、むつ、町村では深浦町、鶴田町、中泊町、六戸町、六ヶ所村、おいらせ町、五戸町、鰺ヶ沢町と、いうふうに5市8町村でしたが、昨年、令和6年3月1日から南部町で、令和6年の2月1日東北町でコンビニでの証明書の交付というのが可能になっております。

そういう面においては当町、ファミリーマートとか、ローソンでももうそういうふうにも、他市町村に住所がある人は可能なという、もう受け入れ体制になったと。ただ、平内町でそういうふうにまだ契約とかしておりません。

そういう中で、今、先ほど5市10町村で行われていると。10町村ということですんで、やっぱりそういう先進的に、先進的といいましょうか、そういうことのどこから情報を収集していくようにしていくべきだと思いますけど、その点について。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町民課長。（「はい」の声あり）

町民課長（千代谷文徳君） ただいまの御質問にお答えします。

ただ、交付を行っている全市町村から聞き取りするのはちょっと難しかったので、当町と似たような人口の規模の町から、2町からちょっと情報を得ております。町名はちょっと言いませんが、住民票であれば窓口、大体全体の15%がコンビニで住民票が取られております。戸籍の方は10%以下、あと印鑑証明が15%ぐらいということで、およそその2町についてはコンビニ交付が約15%ぐらいというふうに伺っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 2年後の秋に新庁舎が開庁という計画でありますけども、その来庁する前後までにそれは可能となることはないでしょうか。

議 長（船橋健人君）はい、町民課長。（「はい」の声あり）

町民課長（千代谷文徳君）今の質問にお答えします。

機器の整備、購入とか、そしてまたクラウドの関係とか、いろいろございまして、新庁舎が開庁した場合できるかということですが、それにはちょっと難しいのかなと。当然金額の関係上もありますし、様々な手続等ありますので、できるだけ前向きに検討し、実現できるよう検討していくたいと思っています。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君）はい、分かりました。

そうすれば、次2点目です。地域公共交通計画についてであります。

これもこの新庁舎開庁によって、町民バスのこのダイヤ、経路が多少とも変わってくると思いますが、変更に向けてのこの計画のスケジュールはどのようにしておりますか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、塩越課長。（「はい」の声あり）

企画政策課長（塩越信子君）ただいまの御質問にお答えいたします。

新庁舎に向けてのバスに関するスケジュールについては、現段階では詳しいスケジュール等は決まっておりません。先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、詳細が見えてきましたら、バス停、また路線ダイヤの変更等を事業者と協議、検討する予定でございます。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）地域公共交通会議ちゅうのを、従来、年に1回ほど開催されていると思いますが、今後様々な面に、今までと違う形になってきますんで、年1回では済まないような、こういう状況となっておりますが、それについてはいかがですか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）ただいまの御質問にお答えいたします。

今現在、大体年1回の開催とはしておりますけれども、以前、デマンド交通実施する際にも数回開催した経緯もございますので、必要に応じて開催はしていきたいと考えております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）今、デマンド交通のお話が出ましたが、デマンド交通のこの乗降とか、そういうのはどのように推移しておりますか。これは来年10月から実証運行、今が試行という形とっておりますね。ですから、去年からスタートしたデマンド交通の月の乗降の、利用者の数の推移というのはこれ、どのようにになっておりますか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）ただいまの御質問にお答えいたします。

デマンド交通の利用者数の実績についてでありますけれども、令和6年度で1,326人、今年度、令和7年度につきましてはまだ年度途中ということではありますが、4月から8月末までの期間で前年度と比べると、令和6年度の約1.5倍の利用者数で推移しております。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） このデマンド交通も含めて、地域公共交通会議の状況はどうなっているかとすれば、他町村を調べてみました。そうしますとね、その地域公共交通会議の会議録、これがきちんとホームページで公表しております。また、デマンドのこの利用者数の資料として、月別にきちんと公表しております。

私は今回の質問に当たって、策定したときの計画書を基で目を通したんだけども、やはりそのときどきと年々変わっていくわけなんですが、やっぱり把握していくため、情報公開していくためには、やはり会議後、公共交通会議の会議録もホームページで公開、紹介するべきだと思いますが、その点についていかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、塩越課長。（「はい」の声あり）

企画政策課長（塩越信子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域公共交通会議につきましては、今まで会議録は載せていなかったんですけれども、今御提案ありました会議録の検討によって、皆さんどのように計画が進められているのかというのは確かによく把握できると思いますので、今後検討したいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 是非とも検討してください。

次に、最後です。平内町公共施設等総合管理計画書ですが、先ほどの答弁では計画をきちんと立てていくんだよという、今後ですね、立てていくよということでありました。

これもですね、計画のことになれば、策定時ということでなるんですが、やっぱりその策定した、策定というか、改定したときに、やはりきちんと公表すべきだということを申し上げたいと思います。平成29年からのこの計画、そして令和4年、3年前に改定しましたと。これは他の町はどうですかというふうに見てみたら、やはりきちんと改定時もホームページで公表していると。

私の質問のこの趣旨は、改定時にきちんと整理し、当町のホームページで公表すべきと。今後、第2期計画でも改定が行われると思います。ここでこの建築物の床面積に関わる件として、この計画書をですね、この中に、139施設で33棟とあります。この内訳です、公共建築物の内訳数えてみしたら、338棟ありました。しかし、よくよく見ますと、この中に今の町営団地のことにしてしまって今質問いたしますが、藤沢団地、今の団地きちんとこの載っております。

しかしながら、もう一方では解体したはずの住宅、古い住宅、これも載っているわけなんです。これは平成29年からして、その前に解体したものもこれ載っていると。また小湊団地、これも載っています。あとは前苑団地、東和ですね、これも載っているわけですよ。確かに平成29年の計画策定でもちょっとこれは、私ちょっとあやふやなんですが、しかしながら令和4年策定したときはもうきちんと、きっとというよりも、ないわけですから、そこは削除すべきものです。というのは、床面積に関わってきますから。多分担当では台帳ではきちんと整理していると思われますけれども、やっぱりこのホームページで公表、きっと出す計画の策定の時は出してますが、やっぱりその策定したときに、きっとホームページに載せるべきでありますし、その際もきちんと整理して載せていただきたい。その点について。

議長（船橋健人君） はい、金津指導監。

総務課指導監（金津良紀君） ただいまの質問にお答えします。

現時点、計画に載っている、リストに載っているものはあくまでも平成27年、基準の年のやつでありますので、来年度の見直しのときには改めてちゃんと精査して、除外した部分を抜くとか、新し

くできた部分は入れるとか、見直していきたいと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）是非とも、そうしてください。

変動します、建築物。変動したときにはですね、やっぱりある期間のスパンで、そういう修正かけたものをやっぱりホームページでも掲載すべきだと。半年に1回というのはちょっと無理だと思いますが、2年に1回とか、そういうスパンで変動してこうなりましたよ、増えましたよということをきっとやっぱり紹介して、公表すべきだというふうに思いますが、いかがでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、金津指導監。

総務課指導監（金津良紀君）ただいまの質問にお答えします。

総合計画のほかに、固定資産台帳の方もホームページで公表しておりますので、この毎年の変化についてはそちらを見ていただければ分かると思いますので、あくまでも総合計画の方は10年ごとの見直しのサイクルでいきたいと考えております。

以上です。（「分かりました」の声あり）

議長（船橋健人君）以上で10番、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番、田中茂勝君の登壇を許します。（「はい、議長、6番」の声あり）はい、6番、田中茂勝君。（「はい」の声あり）

6番（田中茂勝君）田中茂勝でございます。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

まず初めに、少子化対策についてお伺いいたします。町長は就任以来、少子化対策として国に先駆けて保育料の無償化など実施してこられましたが、これらの対応によって子供の数は増えていないのが現状ではないかと思います。今後、これらの事業を継続していくのかどうかお伺いいたします。

また、合計特殊出生率が高いといわれているフランスでは、子供の数によって、家族手当が手厚くなっていたり大幅な所得税減税がなされていましたと、子供を産めば産むほど有利なシステムとなっております。我が町ではこのような施策を取り入れる考えはないのか、御見解をお伺いいたします。

次に、2つ目として、平内中央病院の外来の待ち時間の短縮について。このことについては、平内町中央病院の外来の待ち時間は非常に長いと私自身も感じておりますが、多くの待合者は口々におっしゃっております。待ち時間の短縮について、どのような対策、対応をしているのか。また、今後予約制などの導入について検討しているのか、お伺いいたします。

3点目として、公民館分館の冷房設備についてお尋ねします。当町の公民館分館施設は、合わせて31か所となっております。冷房設備が備えられている施設はそれほど多くないと思いますが、何か所設置されているのかお伺いいたします。

また、私の地区の公民館にはエアコンがついていないため、7月に実施された参議院通常選挙では、気温が30度前後もあったことから、投票立会人やその事務職員は猛暑の中で何時間も拘束されていたため、大変厳しい環境であったと伺っております。

公民館分館施設にエアコン設置を要望する声が、非常に高くなっています。町としては、このことに対してどのように対応できるのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、田中茂勝議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の少子化対策についてであります。当町では、国に先行して、平成29年4月から保育料完全無償化を実施しております。そのほかに、令和元年10月から保育園等の副食費無償化、令和2年10月からは中学生までのインフルエンザワクチン接種費用無償化、令和3年4月からは高校生までの子ども医療費無償化拡充、令和5年1月からは小中学生的給食費無償化を実施してまいりました。さらに令和6年度からは小中学生的修学旅行費無償化、卒業アルバム代無償化、新入学児童のトレーニングウェア等の無償化を実施しております。

厚生労働省の人口動態統計特殊報告によると、当町の平成30年から令和4年までの5年間の合計特殊出生率は1.44となっており、これは全国及び県の1.33を0.11ポイント上回る数字となっております。また、時系列で比較すると、その前の5年間の1.40から0.04ポイント上昇しております。

全国的に人口減少が進む中、子供の数を増やすことは大変困難ではありますが、第3期平内町まち・ひと・しごと総合戦略の数値目標においても、子供の出生数を5年後も現状維持としているところ、できるだけ減少のスピードを遅らせるよう、町としましては今後も引き続き、国や県の少子化対策とも連携を図りながら、保育料完全無償化などの子育て支援、少子化対策の実施を継続してまいります。

議員御提案のフランスにおける少子化対策であります。合計特殊出生率が高い主な理由は、手厚い家族手当や減税措置、妊婦健診・出産費用の無償化といった経済的支援の充実や保育サービスの充実などが挙げられます。

今後の町の少子化対策の在り方を考える上で、こうした成功事例も参考としながら、より効果的かつ町の実態に即した施策を検討してまいりたいと思っております。

次に、第2点の平内中央病院の外来の待ち時間の短縮についてであります。当院の診療体制につきましては、5名の常勤医師がおりますが、それぞれ外来・入院・訪問診療を兼務し、さらに月4回程度の宿直業務を担いながら地域医療を支えております。また、診療応援の医師にも協力いただき、御案内の時間よりも早い時間から診療を始めていただくななど、待ち時間の短縮に向けた工夫を行っております。

しかしながら、外来診療は患者さん一人ひとりの症状により診療時間が大きく異なり、救急搬送など急を要する対応も加わるため、診療の進行が予定どおりに進まない場合がございます。予約制を導入いたしますと、新患や急患の方をすぐ診ることが難しくなり、安全で公平な医療の提供に支障を来すことが想定されることから、現時点では導入は考えておりません。

また、これ以上待ち時間を短縮するためには、単純に医師を増やすことが必要となります。全国的な医師不足の中で容易ではなく、当院の医師の平均年齢も65歳を超えており、状況にあります。そうした中でも、少数の医師が地域の皆さんに安心して受診していただけるよう、全力を尽くしているところでございます。

今後とも限られた体制の中で、少しでも患者さんの御負担を軽減できるよう、診療の効率化や職員一丸となった対応に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目、公民館分館の冷房設備についてであります。まず、当町の公民館分館で冷房施設が備えられている施設は、3分館にとどまっております。

また、13分館が選挙時の投票所として使用されており、先般の参議院議員通常選挙においても、御指摘のとおり、暑さの厳しい中で立会人や事務従事者の方々に長時間御負担をいたしました。私も十分承知しております。熱中症予防や環境改善の観点からも、冷房設備の整備は重要な課題であると

考えておるところでございます。

しかしながら、長期的な維持費を伴う設備投資となるエアコン設置は、町の財政に大きな影響を及ぼします。導入時の初期費用のみならず、運用費・維持費・修繕費などの長期的な費用を考えると、全館一斉導入の場合には相当の財源配分を要することから、新規にエアコンを設置するのではなく、例えば、令和9年に完成を予定している新庁舎への移転に伴い、現庁舎にあるエアコンを有効活用して分館等に設置する方法も一案であると考えております。分館に設置する際には、配電盤の改修や電力契約の見直しが必要となる場合があります。

いずれにいたしましても、選挙時の環境改善のみならず、地域住民の皆様の利便性や施設の持続的な利用、費用負担の在り方などを総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） はい、どうもありがとうございました。

少子化対策については、各市町村が町長のまねをしたというか、誰のまねをしたというか、そういうわけでもないんでしょうけれども、非常に各市町村でいろんなものが無料に、無料とか非常に割引きとか、そういうふうなことによって、本当にこの人の取り合いというふうな状況ではないかというふうに思います。このようなことでは日本の人口は増えないというふうなことは、よくいろんな評論家、テレビを見たり、新聞には書かれております。私も、人がこっちに行ったり、あっちに行ったりするだけで、よく非常に増えない。

令和6年の合計特殊出生率、日本は1.15人でした。フランスは1.6幾らというふうに、日本は下降気味であるが、フランス、スウェーデン、アメリカなんかは上向きになっていると、いうふうなことがあります。

その原因は、原因というんですか、なぜそういうふうにフランスは増えているのか。これは国と国とですから一概に比べるわけにはいかないというふうなことなんですが、やっぱり子供に対する予算を多く使っているというふうなことであります。フランスあたりはGDPの3.幾ら、日本はGDPの1.5何、何%ぐらいというふうなことになって、その国の経済状態、その国の経済状態がそうであれば、普通は同じぐらいなんだろうけども、結果、子供を多くつくりたいというふうな意思があれば、それに予算を多く使っていくというふうなことだと思います。

そういうふうなことで、まずこの1つ目として、この育児費用のための税金の控除と、こういうものについては町長どのように考えますか、1つ。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 税金の控除等については、その子供の出生数にというふうに影響すると思っております。先ほどから議員が質問言っていますけれども、フランスは一時2.0を超えたことがあります。これはなぜかというと、フランスでは未婚の子供、未婚の子供でももうけようということでやったことがあります。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、田中茂勝君、挙手して。（「はい」の声あり） 田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） 失礼いたしました。

町長が言うように、そういうふうにやっぱり税金を考慮したりというふうなことで、ここに資料がありまして、フランスの場合と日本の場合を比較した資料があります。これも大ざっぱなものだとは思いますけれども、例えば、夫婦2人で共働きして600万の所得の方であれば、普通の税金で

47万5,000円。これにその子供がいた場合、子供の分でその600万を子供が、フランスの場合は1人0.5人で考える、2人まで0.5人で考える、3人目から1で考えるそうですけども、2人いれば1だわけです。夫婦と子供2人いれば3人、3という数になって、その600万を3で割るそうです。そうすれば200万、1人当たり200万、これに係る税金が30万7,500円ということで、これでいけば、17万ぐらい年間税金が少なくなるというふうなデータがあります。大体そうだそうです。N分のN乗方式という、私もこれ今回質問するに当たっていろいろ調べてみたら、こういうのがあるというふうなことで、子供が多くなるほど、そのNの、いわゆる割る数が多くなっていますので、税金も少なくなっていくということだそうです。

ということで、我が町でもそういうふうな方式を全国に先駆けて実施するというふうな考えはないかどうか、そこら辺、町長はどう考えますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）議員のお話、大変先進的なお話ではございますが、私にそれをやる勇気があるかどうか、そういうことでございます。できればやりたいんですが、できればやりたいんですが、なかなか面倒なことでありますし、いろいろ国の制度も関係ございますので、それでなかなか面倒かなと。ただ、それに向けた努力はしていきたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

6番（田中茂勝君）はい、ありがとうございました。

やっぱりこれにはお金が伴うということですので、御存じのように、フランスでは企業から寄附をもらうというふうなことをしていかなければできないというふうなことなようです。我が町もやろうとすれば、例えば何ですか、ふるさと納税とかっていうふうなのがあったら、子育てふるさと納税とかっていうふうなことで、ここで育った子供が、あなたの企業に就職するんですよというふうなことをPRしてやらない限りは、そういうふうなこともまたできないなというふうに感じております。

いずれにいたしましても、あとは育児休暇の期間延長とか、子ども手当の充実とかというふうなこともありますし、今言ったように、やっぱりその財政、原資がなければ、なかなかできないことでございますが、そういうふうなこともそれを持ってくる、寄附をもらう、そういうふうなことはこれからもやっていけばいいのではないかというふうに思います。

それでは次に、中央病院の待ち時間の問題についてでございます。先ほどの答弁の中では、なかなか難しいというふうなことでございますが、私は大ざっぱにでも、あなたは10時以降に来てください、10時頃来てください、あなたは今日は午前中いっぱいだから、今度の何曜日は午前中いっぱいだから午後に来てくださいとか、そういうふうなことができれば、もう少し改善されるのではないかというふうに考えています。

このことについては、答弁は要りません。

次に、公民館の冷房施設でございますけども、新庁舎が完成したときには、ここら辺のこの旧庁舎のものを活用するとか、そういうふうな考え方もあるうかと思います。本当に大きい電力必要なものは、私どもも1回見積りを取ったことがあります。そうしたら、やっぱりその配線、その電力が大きくなる関係で、配線する費用が非常に多くかかると。機械はあまり高くないんですけども、ちっこいのをいっぱいつけばいいんじゃないかというふうな考え方もありますけれども、そういうふうなことでもいいのかなとは思いますけども、最適なものでできるようにしていただければ、ありがたいなというふうに考えています。

以上であります。以上で質問を終わります。

議 長（船橋健人君） 答弁は要りませんか。答弁は。

6 番（田中茂勝君） いや。じゃ、お願ひします。

議 長（船橋健人君） 答弁必要ですか。

6 番（田中茂勝君） はい。

議 長（船橋健人君） 必要。（「はい、議長」の声あり） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） 今のエアコンの設置について、お答えをいたします。

今、町長の答弁にもありましたけれども、新庁舎に行けば、当然、今の庁舎にあるエアコンというのは何かに使いたいということですので、ただ、全部が全部その公民館に行けるのか、さらにはまた新たな費用が発生するのかという問題もありますので、これからちょっと丁寧に議論していきたいと思っております。

以上です。

6 番（田中茂勝君） よろしくお願ひして、質問を終えます。

議 長（船橋健人君） 以上で6番田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日6日及び7日は町の休日のため、休会であります。

8日は午前10時から会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時56分 散会）

令和7年第3回平内町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月8日

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、質疑
- 日程第3、決算特別委員会設置
- 日程第4、議案付託
- 日程第5、陳情付託

出席議員 12名

議長	船橋 健人君	副議長	木村 良一君	1番	船橋 侑雅君
2番	荒内 護君	3番	内海 伸君	4番	田中 大君
5番	亀田 弘徳君	6番	田中 茂勝君	7番	太田 満則君
8番	倉内 清一君	9番	畠井 勝廣君	10番	田中 光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長	船橋 茂久君	総務課長・選舉管理委員会事務局長	田中 正美君
総務課指導監	金津 良紀君	企画政策課長	塩越 信子君
税務課長	柴田 正一君	町民課長	千代谷 文徳君
福祉介護課長	竹達 晓教君	福祉介護課指導監	須藤 昌毅君
健康増進課長	大水 要君	健康増進課指導監	森山 実希君
農政課長・農業委員会事務局長	垂井 智也君	水産商工観光課長	畠井 幸治君
地域整備課長	三津谷 博君	地域整備課上下水道管理室長	近藤 吏君
会計管理者	工藤 英仁君	平内中央病院事務局長	小形 正樹君
平内消防署長	川村 徳仁君	教育長	渡辺 伸一君
学校教育課長	須藤 鉄博君	生涯学習課長	小林 正人君
代表監査委員	逢坂 重良君		

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿 事務局副指導監 石岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開議）

議長（船橋健人君）おはようございます。

会議に入る前にお願いがあります。携帯あるいはスマートフォンをお持ちの方は音の出ないように御配慮お願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が12人ありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。

日程に入る前に、山田副町長が本日の本会議を欠席するとの連絡がありましたので、報告いたします。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、5日の会議に引き続き一般質問を行います。

それでは、1番、船橋侑雅君の登壇を許します。（「はい、議長、1番」の声あり）はい、1番、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君）皆様おはようございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、うれしいニュースを申し上げます。先般開催されました第33回青森県民駅伝競走大会において、平内町は町の部で見事3位入賞を果たしました。私の知る限りでは過去最高順位であり、大変誇らしい快挙であります。選手の皆さんをはじめ、関係者の皆様に心から敬意を表します。その健闘は町民に大きな勇気と元気を与えてくださり、まさに誇るべき成果であります。改めて、選手の皆さんのおかげで、町の駅伝競走成績が大きく伸びました。

さて、それでは一般質問に入らせていただきます。

1点目として、誰一人取り残されることのないまちづくりに向けて質問させていただきます。

近年、夏季の気温上昇は年々厳しさを増しており、熱中症による健康被害は深刻なものとなっております。今年、全国で2万8,181人が熱中症で救急搬送され、そのうち約40.6%が住宅で発生、また、高齢者が約59.4%と最多を占めています。

特に住宅内での発生が多いことから、適切な冷房環境の確保が命を守る大きな要素となっています。

しかし、現実には経済的な理由からエアコンが設置されていない、あるいは故障したまま使用できない世帯もあり、熱中症リスクの高まりが懸念されます。

加えて、救急搬送1回当たりの出動経費は約4万円から5万円に上るといわれ、これは利用者や保険者ではなく、自治体の税金で賄われております。すなわち、住宅内の熱中症を防ぐことは、命を守るとともに、町の財政負担の軽減にもつながる合理的な施策であると考えます。

本町においても、誰一人取り残さないまちづくりを進めるために、特に高齢者や低所得者世帯に対して、安心して生活できる環境を整えることが急務であると考えます。

このことから、以下の3点について伺います。

1つ目、全国的な熱中症搬送の状況を踏まえ、町として住宅内での熱中症対策をどのように認識しているか。

2つ目に、本町においてもエアコン設置費用を助成する制度を導入する考えはあるか。

3つ目に、対象世帯を高齢者のみの世帯や低所得者世帯に限定して助成を行うことはできないかを質問させていただきます。

続いて、地域活性化起業人の受入れについて質問します。

人口減少や高齢化に伴い、地域の人材不足や経済停滞は全国的な課題となっています。一方で、大都市圏には多様な経験やスキルを持つ人材が多数存在しています。

総務省が推進する地域活性化起業人制度は、そうした都市部の人材を一定期間自治体や地域団体に派遣し、地域課題の解決や地域振興に取り組む仕組みであります。

地域にとっては人材不足の補完や新しい視点の導入、企業にとっては社員の人材育成や社会貢献、

本人にとってはキャリア形成や社会貢献という、まさに三方よしの制度となっております。

これまでの事例でも、観光資源を生かしたマーケティングや、地元産品のブランド化、行政サービスのDX推進などで効果を上げています。

特に注目すべきは、ビジネスの最前線で活躍している人材の力を、地域の課題解決に直接生かせるという点であります。

都市部の企業で培われたノウハウや発想、町に持ち込むことはこれまでにない事業や活性化のきっかけになります。

本町ではこうした制度をどのように位置づけ、活用していくのか、十分に示されておりません。人材不足が叫ばれる今こそ、外部の力を柔軟に取り込み、町の魅力を高める施策が必要だと考えます。

このことから、以下の2点について伺います。

1つ目、地域活性化起業人制度の趣旨や目的について、町はどのように認識しているのか。

2つ目に、今後、本町において地域活性化起業人の受入れを積極的に進める考えはあるのか。また、その場合、どの分野での活用を想定しているか。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

それでは、船橋侑雅議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の、誰一人取り残されることのないまちづくりについての1つ目、全国的な熱中症搬送を踏まえ、町として住宅内での熱中症対策をどのように認識しているのかについてでありますが、近年の異常気象による熱中症対策については、非常に重要であると認識しております。今年の夏も日本全国で厳しい暑さが続き、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される場合に発表される熱中症警戒アラートが、今年度9月1日現在で、青森県内においても5回発表されております。

熱中症対策については、国、県、町の広報・ホームページ等でも普及啓発等しているところでございますが、特に高齢者の方は暑さを感じにくい、喉の渴きを感じにくいなどの身体的特性もあり、住宅内でも熱中症のリスクが高いとされているため、当町では、危険な暑さが予想される際には、防災無線や消防車両を活用しての熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行っております。

また、一時的に暑さをしのぐための場所として、町内の郵便局や役場庁舎、勤労青少年ホーム等を涼み処として開放しております。

さらに、健診の結果説明会や高齢者昼食会においても、小まめな水分補給と通気性・吸湿性のよい服装やエアコンや扇風機などを活用して、室温を調節するなどして暑さを避けるよう、直接住民の方へ呼びかけしているほか、職員が高齢者宅を訪問する際には、熱中症指数計を活用して、実際の数値を町民と一緒に確認して、換気や水分補給を促しております。

今後も、異常気象による猛暑が毎年続くことが予想されます。引き続き、熱中症予防について啓発していきたいと考えているところであります。

次に、2つ目、エアコン設置費用を助成する制度を導入する考えがあるかと、3つ目、対象世帯を限定して助成できないかの御質問につきましては、関連がございますので一括でお答えいたします。

熱中症のリスクが年々高まっている中、エアコンを設置することで、特に高齢者の方々が安心して生活できる環境を整えることは重要であると認識しております。現時点で、当町独自の助成制度を導入する予定はございませんが、町の財政状況や他の福祉施策との優先順位を総合的に判断しながら、対応してまいりたいと思っております。

次に、第2点目、地域活性化起業人の受入れについてであります。地域活性化起業人制度は、地方公共団体が都市部に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことで地域の活性化を図る、総務省が進めている取組でございます。

御質問の1つ目、地域活性化起業人制度の趣旨や目的についての町の認識についてであります。町としては民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用することで、地域に不足している人材やスキルを外部から補うことができるとともに、新たな視点や発想を町に取り込むことができる貴重な機会となり、関係人口の創出・拡大にも資する制度であると考えているところであります。

また、取組に対する経費については、特別交付税の対象となることから、財政的にも有利な制度であり、派遣する企業にとっては人材育成の場にもなり、派遣される方御本人にとっても、新しい働き方や地域との関わりを通じた学びの場になるなど、三者にとってメリットのある制度であると認識しているところであります。

次に、2つ目の今後の地域活性化起業人の受入れについてであります。町としても少子高齢化や人手不足が進む中、外部の知見や人材を柔軟に取り入れていくことには、これからの中づくりにとって大変重要だと考えているところでありますが、現時点では、地域活性化起業人の受入れについて具体的な検討を行っておりません。

受入れを進める場合には、観光や地域産業の振興、情報発信、デジタル化の推進、子育て支援など、幅広い分野での活用が想定されますが、まずは府内全体で制度内容の共有を図り、県内の導入事例や先進事例の情報収集を行いながら、町の実情に合った形での活用を模索したいと考えているところでございます。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、1番、船橋侑雅君。（「はい」の声あり）

1番（船橋侑雅君） それでは、熱中症対策の1点目の質問ですね、防災無線での熱中症対策の啓発活動、これについては私も聞いておりましたので、是非とも続けていただきたいというふうに思っております。

ただですね、答弁の中で涼み処の話がありましたけれども、私がお話ししたとおりですね、熱中症の約4割が住宅で発生しているという結果が出ております。このことから、休み場だけでの対応では十分ではないのではないかと考えます。この点についてお聞かせください。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、竹達課長。

福祉介護課長（竹達暁教君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、高齢者は住宅での熱中症による危険性が高いということは認識しております。先ほど町長から答弁がありましたとおり、現時点では町独自に助成する予定っていうのは、ちょっと慎重に検討したいというのもありますのでありませんが、熱中症対策としては有効であると考えておりますので、県内の自治体の助成の動向注視して、また限りある財源の考慮もしながら、総合的に判断してまいります。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、1番、船橋侑雅君。（「はい」の声あり）

1番（船橋侑雅君） 先ほど、財源のお話がございました。高齢者のみの世帯の多くは国保に加入している方や、後期高齢者医療保険に加入している方が多くいます。そういう観点から、熱中症を

1件でも減らせれば、その後の医療費等の軽減にもつながると思いますので、検討のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、起業人の方の、本町に関してはまだ具体的な検討をしていないというお話をございました。また、他自治体の先進事例を検討しながらというお話をございました。ウェブを検索してもですね、総務省のホームページから先進事例は幾つも公表されています。より早期にですね検討していただい、できるだけ効果のある事業に導入していただきたいなというふうに思っておりますが、この点についてお聞かせください。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域活性化起業人でございますが、実際、現在町で実施している事業についても、中には民間企業に委託して実施しているものもございます。今回ちょっとこの制度内容見てみたんですけども、もしかしたら現在もう既に実施している事業での活用も可能な場合もあるのではないかと考えておりますので、まずは担当課だけではなくて、いろいろな分野での活用が想定されるということで、全庁に制度内容を周知しまして、各担当課事業において、制度の活用の可能性を検討していただきたいと考えております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、船橋侑雅君。（「はい」の声あり）

1 番（船橋侑雅君） この地域活性化起業人制度は、派遣する職員に係る給与を国が負担してくれる、いい制度でありますので、是非とも効果的な事業に導入してくれることを期待して、質問を終了いたします。

議 長（船橋健人君） 以上で1番、船橋侑雅君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番、亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） おはようございます。亀田弘徳です。

昨日、石破総理大臣が退陣を表明されました。米国関税措置に関する交渉が一区切りついたことを踏まえ、昨年の衆議院選挙、今夏の参議院選挙、与党の2度の敗北の責任を取ることになりました。日本は自由民主主義の国でありますので、主権者は有権者である国民にあり、その意思は選挙の結果に表されます。直近の国政選挙である参議院選挙では、与党が大きく議席を減らしました。しかしながら、一方で野党第一党に議席が集まることもなく、様々な勢力が議席を獲得することとなりました。その後に行われた世論調査では、与党敗北にもかかわらず、石破政権の支持率が上昇しており、また、さきの石破総理大臣の退陣表明会見後に行われたJNNの緊急世論調査では、参議院選挙の敗北を受けての石破総理退陣に対し、辞めるべきでないが49%、辞めるべきとの41%を上回る結果を示しました。

主権者である総体としての有権者というものは、話のできる存在ではありません。その総体としての意思がどこにあるかは推しあかるほかありません。自分の選挙も含め、幾つかの選挙に携わってきた身として、この総体としての有権者について感じていることは、不十分な情報の中で、驚くほど正鵠を得た判断を下す、恐ろしい存在なのだということです。

今回の参議院選挙の結果と世論調査での石破辞めるなどの声の大きさは、今の社会にある様々な課題というのは、このやり方で解決できるというすっきりとした方法はないということ、それゆえにこの解決方法で大丈夫だと主張する1つの集団に任せられるものでなく、様々な集団の声を聞き、摩擦

を伴う多くの折衝を経て解決を思考すべきもので、そういったことのできる存在、条件を時代として求めていっているのではないか、そのように受け止めております。

日本は1,724の基礎自治体で構成されております。今の国勢状況は、基礎自治体が置かれている状況の反映であるともいえます。単一の明快な解決方法のない課題を、様々な利害者と時に摩擦を伴う折衝を経ながら。

議長（船橋健人君）亀田議員、本題に入ってください。

5番（亀田弘徳君）はい。

複数の手立てで解決を図っていく必要がある。こうした社会状況、時代の中で平内町がよりよい方向へ向かうよう、私も力を尽くしたいと思います。

少々前置きが長くなりました。

それでは、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。

私の質問は3つあります。

1つは、若者の視点を入れ、地域の課題解決を。

2つ目は、農業用水利施設の整備について。

3つ目は、ナラ枯れ及び松くい虫被害についてであります。

それでは、1つのテーマの質間に移ります。若者の視点を入れ、地域の課題解決を。

令和7年度から始まりました国の制度で、ふるさとミライカレッジがあります。これは大学などと地域が連携して取り組む、地域課題解決プロジェクトを支援するものであります。

地域の課題の解決のため、大学の知見や大学生の担い手としての活用が必要なものに対し、国で地方財政措置を行うものでありますが、この制度を生かすには地域側に目的意識が必要です。幸か不幸か、我が町には目的が明確な地域課題があります。

1つは、我が町の基幹産業であるホタテ養殖産業における課題であります。地球温暖化が進み、海水温が高止まりし、ホタテ養殖産業への打撃が繰り返される事態となっています。

採苗の不安定化、高水温によるへい死、本年大規模に生じたタイによる食害への対策の模索から、種苗生産技術の確立、水温を一定に抑えられる陸上養殖の可能性を探るなど、大学との連携、若い大学生の視点が必要と考えております。

また、ホタテに次いで水揚げ金額のあるナマコについても、時折捕れるアルビノと思われる白いナマコを種苗化し、生産しブランド化へこぎ着けるプロジェクトなど、若い知見が必要と考えております。

さらに、既に我が町の企画で行われましたビールなどとして成果を出している椿山酵母のさらなる活用方や、酵母のほか、当然野生の乳酸菌なども取れると見込まれることから、有益な椿山乳酸菌の採取とそれを活用した物産品の開発・展開など、こういった事柄についても、大学との連携、若い大学生の視点がより大きな成果をもたらすものと期待しております。

そこで、質間に移ります。

1つ目です。地域課題の解決に向けた大学との連携について、現在、町の行っている事業と今後の展望をお伺いいたします。

2つ目です。ホタテ養殖産業、水産業での課題、既に成果のある企画の展開に関し、ふるさとミライカレッジの活用について、町の考えをお伺いいたします。

2つ目のテーマの質間に移ります。農業用水利施設の整備についてであります。

松野木地区から薬師野地区を経て、清水川地区へ至る農地では米を作っております。その地区には、

農業用水利施設が整備されております。当該地区の用水路はおおむねコンクリート製の水路となっておりますが、県道清水川滝沢野内線と野辺地町へ向かう農免道路の交差点近くから二、三百メートル程度の区間、いわゆる土側溝となっており、毎年その区間、落ち葉や前年までに流れてたまたた石などを取り除く作業を地区の水利組合の人たちが行っておりますが、年々参加者が高齢となっております。この前後は既にコンクリート製の用水路が入っており、整備の必要を感じております。区間に中に一部土側溝の区間が入ると、維持管理上も、防災上もネックとなると感じています。

国では、災害の発生または拡散防止のため、地方公共団体が単独事業として農業水利施設などに係る事業について、緊急自然災害防止対策事業債を適用できるとしております。当該区間の整備について、町の考えをお伺いいたします。

続いて、3つ目のテーマの質問に移ります。ナラ枯れ及び松くい虫被害についてであります。

ナラ枯れについては、8月27日に民放の夕方のニュースでナラ枯れのニュースが流れ、県庁のすぐ目の前にある青い森公園でも被害が確認されたと報じられました。また、9月5日には新聞報道で、全県的に被害が拡大深刻化しているということが報じられました。

ナラ枯れ被害は、青森県では平成22年度に深浦町大間越地区で初めて確認されて以来、拡大を続け、令和5年度に平内町でも被害が確認されております。今年も、平内町でナラ枯れと思われる枯死したナラ類の木々が目立っております。

そこで、質問いたします。

1つ目です。町が現在把握しているナラ枯れの状況をお伺いいたします。

2つ目です。ナラ枯れの監視体制と県との連携について、令和5年度に平内町で初確認されて以降の体制の整備方と今後の展望について、町の考えをお伺いいたします。

3つ目です。ナラ枯れの被害対策についてです。民有林と公有林の町の対策、町有林の管理についてお伺いいたします。

4つ目です。ナラ枯れの予防対策について、民有林に対するもの、町有林に対するもの、他の公有林に対するものについて、町の考えをお伺いいたします。

続きまして、松くい虫被害は平成22年に蓬田村で確認されて以降、主に深浦町地区で被害とその地域の拡大が続いております。県による報告では、平内町での被害は認められていないということではありますが、枯死した松がぽつりぽつりと確認されている状況ではあります。

町の松くい虫被害に対する対策と、被害が疑われる枯死木の調査状況についてお伺いいたします。

壇上からの質問は以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の若者の視点を入れ、地域の課題解決をの1つ目、地域課題の解決に向けた大学との連携について現在町の行っている事業と今後の展望についてであります。大学と連携した事業として、企画政策課で令和4年度と令和5年度に弘前大学とのインターンシップ事業、令和5年度は8月、八戸工業高等専門学校と椿山酵母を活用した商品開発事業、令和6年度は青森中央学院大学との移住体験プログラム開発事業、令和7年度は青森中央学院大学とのフィールドスタディ事業をこれまで2大学、1高等専門学校と連携して、住民と関わりながら地域の強みや資源を活用したガラス玉アートの制作のほか、地元のパン屋さんと開発した椿山酵母蒸しパンの販売、移住を考えている人向けにサイクリング、カヤック、農業体験などのプログラムを開発するなど、大学生の若者の視点を取り入れた課題解決に取り組んでおります。

また、水産商工観光課では、令和5年度から平内町の課題解決に向けた連携プロジェクト事業として、若者が定着する魅力あふれたまちづくりに向けてをテーマに、弘前大学と官学連携を図り展開しております。昨年度は平内町について調査研究を進め、商店街の活性化が重要であるとの提案を受け、今年度はひらない秋まつりにおいて、若い年齢層でも「来たい、楽しそう」と思ってもらえるイベントを企画運営する予定となっております。

今後は、実際に行った事業の成果を検証し、課題があれば見直ししながら、継続できるものは継続していきたいと考えております。

次に2つ目、ふるさとミライカレッジの活用についてであります。議員御指摘のホタテ養殖産業、水産業での課題については、専門的分野であり、大学生の授業以外の負担、また、調査・研究と課題解決までに多大な費用と時間を要することが考えられることから、活用は難しいものと考えております。

一方で、既に成果のある企画については、大学との連携が必要と判断し、実施しようとする事業がふるさとミライカレッジの対象事業と条件が合致する場合は、活用を検討してまいります。

次に、2点目、農業用水利施設の整備についてであります。まず、農業用水利施設については、食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐ排水などのための施設であり、これらは食料の安定供給とともに、流域内での水循環を支えるなど多面的機能を発揮する重要な役割を担っております。

議員御指摘のいわゆる土側溝区間の整備につきましては、担当課で現地調査したところ、薬師野地区で供給されている農業用水路であります。一部土側溝の部分があり土砂の堆積が見られますが、この水路を管理している水利組合の方々が毎年水路の泥上げを行い、また、大雨が予想される場合に取水工を閉鎖するなどして、災害対応についても適切に管理いただいているようでございます。

しかし、農業者の減少や水利組合の方々の高齢化により、管理が行き届かないことも今後予想されますので、水路の整備については、現在、他地区からの要望箇所を実施しておりますので、必要に応じ緊急性がある場合には応急対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目、ナラ枯れ及び松くい虫被害についてでありますが、まずナラ枯れ被害につきましては、青森県では平成22年度に深浦町で初めて確認され、平成28年度から継続してナラ枯れ被害が発生しており、被害拡大防止に向けて被害の監視、駆除、予防を実施しておりましたが、昨今の暖冬や猛暑等の気象条件の変化により、対策を上回る早さで被害が拡大していることは認識しているところでございます。

御質問の1つ目、町が現在把握しているナラ枯れの現況についてでありますが、県及び森林管理署による調査では、令和6年度で青森県全体で6万1,362本となっており、そのうち令和7年5月末時点における当町の被害木は1,083本と確認されております。

次に、2つ目、ナラ枯れの監視体制と県との連携及び令和5年度に平内町で初確認されて以降の体制の整備方と今後の展望についてであります。各年度において青森県ナラ枯れ被害対策基本方針により、民有林は県で、国有林は森林管理署でそれぞれ被害木の伐倒薰蒸処理を行っておりますが、既に被害が蔓延していることから全量駆除が難しく、危険木などに限定して駆除を実施しております。

また、今後の展望についてでありますが、青森県守るべきナラ林選定要領に基づき、防除対象区域を選定して単木で重点的に保護することとし、国、県、町において保護対策等を進めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目、ナラ枯れの被害対策について、民有林及び公有林の町の対策、町有林の管理につい

てであります。現在のところ、ナラ枯れ対策は実施しておりませんが、今後、民有林、公有林双方において守るべきナラ林に選定し、県の補助を受けつつ管理していくことを検討しているところであります。

次に、4つ目、ナラ枯れの予防対策について民有林に対するもの、町有林に対するもの、他の公有林に対するものについてであります。民有林、町有林ともに、ナラ枯れ被害は風等の気象条件により、既存被害地から離れた場所においても発生する可能性があり、県内全域への被害拡大が懸念されております。このことから、国、県等の関係機関と連携して、ナラ枯れの予防知識や被害情報の収集・提供等広く町民に周知し、ナラ枯れ被害に対する関心を高め、防除への理解と協力を得ていくことが重要であると考えているところであります。

次に、町の松くい虫被害に対する対策と被害が疑われる枯死木の調査状況についてでありますが、令和6年度において県が実施いたしました松くい虫の発生状況では、当町においては現在松くい虫被害の報告は受けておりません。しかし、議員御指摘のとおり、松くい虫被害が皆無ではございませんので、今後の対策については、県が示している松類及びナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項に基づき、例えば6月から9月の間は病害虫の活動が盛んな時期でありますので、伐採を極力行わないなどの対策を行い、他市町村への被害拡大を防ぐよう周知することも考えているところであります。

いずれにいたしましても、繰り返しになりますが、国、県及び関係機関との連携は必須でございますので、国や県の補助事業なども活用しながら、幾世代にもわたって受け継がれてきている大切な財産を守る認識で、適切に防除等を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5番（亀田弘徳君）1番目のその若者の視点を入れ、地域の課題解決をでありますて、1つ目のその町の行っている事業等、今後の展望というのをお聞きしました。

こちらの方、続々と次へつながる展開が期待されるもので、そこはその継続と展開方を期待したいと思います。

2つ目のミライカレッジの活用ではありますが、なかなかその多大な費用がかかるということで、成果のある企画から、その活用ができるものについてちょっと検討を進めたいということありました。

こちらもやっていただきたいとは思うんですけども、大学とかは本当の研究っていうのは文科省の方で科研費みたいなものをとって研究していくんですけども、大学の研究室の中で4年生とか、本当の科研費取ってやられるのは博士課程とか、大学教授ですか、修士に入った方々がやられるものでして、4年生というのは大体その研究にたどり着くための1つ前の段階のいろんなものを試して、それを卒論に仕上げて卒業していくという形になってます。本当のその研究とかに至る前にいろいろ調べなきゃいけないところをやるというのに、このミライカレッジうまく使えないかなということで、質問をさせていただいております。こちらの方でもうなかなか費用がかかるからということで締めてしまうのではなくて、一応その大学、興味のある大学がもしかしたら、こういったのをどうだって、逆に応募してくださるかも分からないので、テーマを決めて、町の方から一般で公開する形で募集をかけるというので、少し何というか可能性を探ってはどうかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、畠井課長。

水産商工観光課長（畠井幸治君）はい、ただいまの御質問にお答えいたします。

議員から、今、内容で大学の方から研究というふうなところで、公募したらどうかということですけども、もちろん大学側でこういう研究をしたいというふうな要望があれば、もちろんそこに関しては町も協力できると思います。やはり今現在、課題についてもやはりいろいろ精査した中で、大学の方に公募なり、お願ひなりというふうなところはしていかなければいけないと思いますので、まずはその辺のところをちゃんときちんと精査して、これが大学と連携できるのかどうかというふうなところを考えてみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5番（亀田弘徳君） なかなか難しい課題ではありますけれども、ちょっと私冒頭でちょっと長めにお話しした中にありますとおり、今、我々が置かれている社会状況的には、1個これで解決できるみたいな解決方法がない中で、いろんな課題を解決していかなければいけないという状況にあります、あると私考えておりますので、いろいろな可能性を探るためにも、そのミライカレッジの活用というのも考えていただければと思います。

それでは、2つ目ですね、農業水利施設についてですけれども、現在、他地区でいろいろ行われている中で、それが終わってから応急対応できるかどうか検討して、やっていくということありました。こちらも、そのように進めていただければと思います。

といいますのは、今現在やられている薬師野地区の方々っていうのは、10年前からその泥上げとか、側溝の整備とかやっているメンバーがほぼほぼ替わっていなくて、参加しているメンバーの構成の年齢が10年そのまま持ち越している状態で、これはこのままいくと町長の答弁にもありましたとおり、整備がもうできない状況に転落していく可能性があるなという危機感がありまして、質問をさせていただきました。

農業やられている方が農業辞めるときに、中間管理機構の方に農地を委託してやってもらうということになることが多いと思います。そういう中間管理機構に委託したときに、今みたいにまだ土側溝で整備しなきゃいけない、毎年の整備が必要だという地域での農地っていうのが、果たして借りてくれる方があるのかどうかという話にもなってまいりますので、なるたけ早く整備していただいて、この中間管理機構に委託されても、その担い手がすぐ現れるという状況にしていただければ、なかなか農業の維持ということについてもいいんじゃないかなと思っておりますので、なるたけ早めに御対応をお願いいたします。

この2番目は追加の質問はございません。

3つのナラ枯れと松くい虫の被害についてでありますけれども、ナラ枯れについては防除区域を設定して、危険木の駆除に取りかかるということでありました。

私この問題に気づいてから、幾らか町の中と、あと東津軽郡の方ざっくり道路を走ってみて、どういった状況なのか調べたんですが、今別とか、竜飛の方になると、急峻な道路の脇に生えているナラが枯れてしまって、あれそのまま道路に倒れてくれれば大変だなという箇所が何か所もありました。平内町でもちょっと危ないんじゃないかなと思われるのが3か所で、そこに生えているナラ、枯死したナラが1、2、3、4、5、5本ぐらいあります。で、1か所は大島地区から道路走らせて稻生地区に入る辺り、ちょうど今道路整備、県の方で道路整備進めておりますが、山地の方に1本、旧道の方に倒れてきたら、もしかしたら道路にかかるかもしれないナラがありまして、もう1か所は浦田地区の方で、これ逆にはたて海道トンネルから抜けて浦田に入る辺りの、ちっちゃいあの神社の参道の辺りに枯死したナラがあって、結構大きなナラなので、これも倒れかかったその方向によって

は、参道に当然被害はあるほか、その下にある民家にも被害を及ぼす可能性があるので、そのあたりもちょっと考えていただきたいというのと、3つ目は浪打地区に入る辺りですね、エフ・シーさんという辺りのちょうど入っていくところに、2本ほどやっぱり大きなナラが枯れていて、これも倒れ方によっては道路にそのままどんと落ちてくるような状況であると認識しておりますので、防除区域を設定して駆除していく、あの木を取っていくというのは是非進めていただきたいなと思います。

松くい虫についてはいただきたいなと思います。ただ、ほかのところも、その防除区域を設定するということではありますが、最近、熊の獣害、害まではないですが、たくさん見かけるということで、実際にその駆除とか、その調査に入るとき、熊とかなかなかいる中での調査は難しいと思うんですが、こういったところをどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞かせください。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当然、熊の被害、被害というか、目撃情報ですね、結構今年度も寄せられております。その点も見ながらですね、松くい虫等の作業、点検等あたる場合はその辺も注意していただいて、けが・事故のないようにやっていただくよう指導していきたいと思います。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） ナラ枯れについては県のナラ枯れの計画見ると、大体9月ぐらいに調査に入るということで、9月だと、まだ熊結構目撃されてるんですよね。その中で、その調査が県が行うのか、県から委託を受けて町が行うのか分からんんですけども、そのあたり被害がないように十分気をつけていただきたいというのと、今、こういう感じで熊が多数出没する状況になっているので、もう調査は人が入って行うというよりは、もうドローンみたいのを飛ばして、航空で観察して、そのエリアの松、ナラ枯れのエリアの面積と、それから概算で出すような形で調査方法を変えるべきではないかなと思っていますが、そのあたりはいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

その点に関しましても、作業員の安全を確保が一番ですので、そういう機械、ドローンあと航空ヘリ等使えるようでしたら使っていくよう、そっちを優先して行うよう、国、県にお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） 最後、松くい虫の被害なんすけれども、こちらもいろいろと今後対策をしていくということでした。

ナラ枯れはもうものすごく広がってしまったので、予防的な防除というのはもう不可能な状況であると認識していますけれども、松くい虫についてはまだ可能であると考えておりますので、この点なるだけ早く予防策、防除策を講じていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長（船橋健人君） はい、垂井課長。（「はい」の声あり）

農政課長・農業委員会事務局長（垂井智也君） ただいまの質問にお答えいたします。

松くい虫に関しましても、ナラ枯れ同然ですね、防除対策等実施してまいりたいと思っております。以上です。

議長（船橋健人君）以上で5番、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

ここで10分間休憩いたします。会議は11時より再開いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。



日程第2、質疑

議長（船橋健人君）日程第2、「議案第49号」から「議案第56号」まで、「報告第18号」、「報告第19号」及び「議案第57号」から「議案第66号」までの以上20件を議題とし、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、畠井勝廣君。（「はい」の声あり）

9番（畠井勝廣君）私は6月の定例会において、新庁舎の建物の配置、その方法等について具体的なものを示してくださいというようなお話をいたしました。その中で、8月までにはほぼホームページ等で載せるんだとそういうふうになっておりましたが、確かに8月に載りましたけれども、新庁舎の計画、業務委託だけしか載ってなっていないんじゃないかなと思っておりますんで、その点についてまず説明を願います。

あとはホームページで……。

議長（船橋健人君）畠井勝廣議員、日程第2は今回提出の議案についてでありますので、議題外でありますので、先にこちらの審議から取扱いいたします。

9番（畠井勝廣君）それでは、質問を変えます。

議案第57号、一般会計補正予算案26ページお願ひいたします。財産管理費、工事請負、設置工事についての予算が出ております。詳しく説明を願います。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）はい、お答えをいたします。

この整地工事につきましては、確かに総務費に計上されているものでございますけれども、新庁舎建設場所の造成整地道路工事等についてはですね、地域整備課の方へ工事を依頼しておりました。そういうことで技術的なこともありますので、答弁は地域整備課の方から詳しくさせていただきたいと思っております。

それとですね、6月の一般質問で、皆さんの中で庁舎の配置あるいはそのイメージ図を……。

議長（船橋健人君）総務課長、その答弁は質疑の後にすると私先ほど言いましたので、その答弁は後でしてください。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）はい。そうすれば、地域整備課の方からよろしくお願いします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（三津谷博君）ただいまの質問に対しまして、施工等の業務につきましては地域整備課で受託しておりますので、私の方から御説明いたします。

今回の補正予算に計上した整地工事につきましては、新庁舎建設及び防災倉庫建設に向けての設計協議検討の結果、外構工事、外構設計が固まり、建物の地盤高及び周辺地盤高が決まったことから、その設計に合わせて整地を行うものでございます。

これまでの具体的な流れといたしましては、新庁舎建設及び防災倉庫建設につきましては、単年度ではなかなか財政的にも苦しく、一度に多くの業者が施工場所に入るとなると、工期及び工区が制限

されるということから、令和4年度より測量及び整備設計を行い、その結果に基づき、複数年をかけて整備する工事としたところでございます。

これまで令和4年度に支障木の伐採、令和5年度から6年度にかけて上下水道の整備及び道路整備のために県工事の残土を活用した土地の造成を行なながら、下水道、上水道、道路の整備を行いました。この段階では、最終的な新庁舎及び防災倉庫の地盤高決定しておりませんでした。ということから、国道との高さ、大体2メートル程度あるんですけども、それに合わせた標準的な高さとして土地を造成しているところでございます。

この新庁舎及び防災倉庫につきましては、当初約7万立米程度土が必要になるということから、その土の費用だけで見ますと約3億3,900万円の費用がかかるということでございます。できるだけコスト低減に向けた方策として、町の土砂置場である旧浜子操車場跡地にある土を利用した場合は、運搬料だけ見ると1億7,000万程度となり、コストは約半分となります。旧浜子操車場跡地には様々な工事現場からの搬出された土が保管されており、質も均一ではないということから、質の良い土のみを選別して行うなどの作業を考慮すると、購入する以上の費用がかかる可能性がありました。これらを考慮した結果、現在、県が実施しております県道増田浅虫線からの搬出される土が質も均一で造成にも利用可能であり、購入費用及び運搬費用も不要であることから、この土を土地造成用の土として受け入れることとしたところです。

また、新庁舎及び防災倉庫の建物建築に向けて、設計の協議検討につきましても、周辺施設の整備と並行しながら続けてまいりました。若干時間かかりましたが、このたび最終的な外構設計が確定しました。国道側に一番近い部分は現況の高さとほぼ同じですが、新庁舎や防災倉庫の建設場所周辺をフラットにし、国道側の勾配を変更する予定で、整地する面積は全体の約80%整地いたします。現況よりも勾配1%を基本に切り土、最大で1メートル切り土の移動を行い、そこから搬出される土は約6,800立米を予定しており、そのうち約4,000立米は旧少年院跡地の西側防風林付近の低い部分に造成し、残りの2,800立米を浜子操車場跡地に搬出することから、今回補正予算に計上した次第でございます。

以上が今回に補正予算に係る経費でございますが、以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、畠井勝廣君。

9番（畠井勝廣君）今、浜子の所に残土を持っていくと、そういうお話をございました。地域住民は非常に雨等については去年、今年とも浜子地区お邪魔した段階では非常に心配しておられました。災害が起きないかというのもございましたので、担当課の方から町内会を通じて、安全であるかどうかについては説明をお願いしたいと。終わります。

その点については終わります。

議長（船橋健人君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

それでは、冒頭畠井議員から質問のあった件について、総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君）はい、先ほどもちょっとお話ししたんですけども、6月の一般質問において畠井議員の方から、いつ頃その配置と役場のイメージの図が出るのかということで、私7月の末には基本設計が終了しますので、8月には皆さんにお示しできるというふうなこ

とでお答えしたところでございますけれども、若干基本設計の方が後ろの方にずれ込んでしまいました、遅れておりました。それが今完成しましたので、次に出る広報には載せます。で、ホームページの方にもそのときに同じく載せたいと思っております。あくまでも庁舎出るのはイメージ図であつて、まだ色とか、まだ決まってはおりませんので、あくまでもイメージ図ということで次の広報に載せますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、畠井勝廣君。（「はい」の声あり）

9 番（畠井勝廣君） 非常に賃金等も、非常に最賃も上がってきています。また、その中でいろんな資材等の物価高騰が激しいんじゃないかと日々新聞、テレビ等を見てれば感じますので、スピードを持ってやらなければ、町の財源がどんどんどんどん出ていくんじゃないかとそう思いますので、ちょっとこの点について、スピードを持って工事に進めていくのか、その点について説明願います。

（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） 総務課長。（「はい」の声あり）

総務課長・選挙管理委員会事務局長（田中正美君） はい、お答えいたします。

これから実施設計、そして建設ということになるわけでございますけども、最後のお尻というのはもう既に決まっていますので、この前も二役に業者の方が説明ありましたけども、今のところ、金額についても、工期についても、前に設計したときと同じ形でやれるというふうな確認を取っておりましたので、もし仮に遅れるようなことがあれば、議員の皆様にも当然お知らせしたいと思います。

以上です。

議 長（船橋健人君） はい、以上で議題外でありましたけれども、畠井勝廣君の質問を終わります。



日程第3、決算特別委員会設置

議 長（船橋健人君） 日程第3、決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

議案第49号から議案第56号までの各案件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号から議案第56号までの8件については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査することに決定しました。



日程第4、議案付託

議 長（船橋健人君） 日程第4、議案の付託を行います。

お諮りします。

議案第49号から議案第56号まで及び報告第18号、報告第19号並びに議案第57号から議案第62号までの各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり決算特別委員会及び各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。



日程第5、陳情付託

議長（船橋健人君） 日程第5、陳情の付託を行います。

陳情文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（船橋寿君） それでは、陳情文書表の朗読をいたします。

受理番号、陳情第1号。

受理年月日、令和7年8月1日。

件名、高額療養費の自己負担引上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者の住所、氏名、青森県青森市安方1丁目11-6、青森県社会保障推進協議会会長大竹進。

陳情の要旨、2025年政府予算案には、患者が支払う高額療養費の自己負担限度額を段階的に引き上げる見直しが含まれていましたが、当面引上げ案を凍結し、今年秋までに改めて方針を検討し、決定することとなっています。

今回の引上げは低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々にとって、生死に直結する治療の断念を迫る引上げだといえます。

当事者の方々の命と暮らしを守るために、高額療養費の自己負担引上げについては凍結ではなく、撤回するために、国に対し意見書の提出を求めます。

付託委員会、総務福祉常任委員会。

以上で陳情文書表の朗読を終わります。

議長（船橋健人君） 会議規則第95条の規定により、陳情第1号は総務福祉常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日9日及び10日は決算特別委員会開会のため、また、11日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から11日までの3日間は休会となります。

来る9月12日は午前10時から会議を開きます。

なお、決算特別委員会は9月9日午前10時より議場に召集します。

本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

（午前11時15分 散会）

令和7年第3回平内町議会定例会会議録（第4号）

令和7年9月12日

本日の会議に付した事件

日程第1、決算特別委員会報告

日程第2、総務福祉・経済文教常任委員会報告

日程第3、議案第63号 平内町犯罪被害者等支援条例案

日程第4、議案第64号 財産の取得について〔学習者用コンピュータ等〕

日程第5、議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第6、議案第66号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7、議員派遣の件

(追加日程)

日程第8、発議第4号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書案

(町長挨拶)

閉会

出席議員 12名

議長	船橋 健人君	副議長	木村 良一君	1番	船橋 侑雅君
2番	荒内 護君	3番	内海 伸君	4番	田中 大君
5番	亀田 弘徳君	6番	田中 茂勝君	7番	太田 満則君
8番	倉内 清一君	9番	畠井 勝廣君	10番	田中 光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長	船橋 茂久君	副町長	山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長	田中 正美君	総務課指導監	金津 良紀君
企画政策課長	塩越 信子君	税務課長	柴田 正一君
町民課長	千代谷 文徳君	福祉介護課長	竹達 晓教君
福祉介護課指導監	須藤 昌毅君	健康増進課長	大水 要君
健康増進課指導監	森山 実希君	農政課長・農業委員会事務局長	垂井 智也君
水産商工観光課長	畠井 幸治君	地域整備課長	三津谷 博君
地域整備課上下水道管理室長	近藤 吏君	会計管理者	工藤 英仁君
平内中央病院事務局長	小形 正樹君	平内消防署長	川村 徳仁君
教育長	渡辺 伸一君	学校教育課長	須藤 鉄博君
生涯学習課長	小林 正人君	代表監査委員	逢坂 重良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿

事務局副指導監 石岡 むつき

振鈴（午前10時 開 議）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、携帯電話、スマートホンをお持ちの方は音の出ないように御配慮お願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第4号により進めます。



日程第1、決算特別委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第1、決算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「議案第49号」から「議案第56号」までの8件を一括して議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。（「はい」の声あり）7番、太田満則君。（「はい」の声あり）

決算特別委員会委員長（太田満則君）皆さん、おはようございます。それでは決算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第49号 令和6年度平内町一般会計歳入歳出決算認定について」、「議案第50号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第51号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第52号 令和6年度平内町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、「議案第53号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第54号 令和6年度平内町下水道事業会計欠損金の処理及び決算認定について」、「議案第55号 令和6年度平内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「議案第56号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」以上8件について、9月9日、10日審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「認定すべきもの」と決しましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより「議案第49号」から「議案第56号」までの以上8件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、いずれも「認定すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第49号」から「議案第56号」までの8件は、委員長報告のとおり「認定」されました。



日程第2、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議 長（船橋健人君）日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「報告第18号」、「報告第19号」及び「議案

第57号」から「議案第62号」まで、並びに「陳情第1号」の以上9件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、6番、田中茂勝君。（「はい」の声あり）

総務福祉常任委員会委員長（田中茂勝君） それでは、総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第57号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第58号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第61号 令和7年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第62号 令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」以上5件について、9月11日審査会を開き、慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告します。

また、付託を受けていた「陳情第1号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書の提出を求める陳情」について、9月11日審査会を開き、慎重審査の結果「採択すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

経済文教常任委員会委員長（亀田弘徳君） それでは、経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて〔令和7年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるについて〔令和7年度平内町水道事業会計補正予算〕」、「議案第57号 令和7年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第59号 令和7年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第60号 令和7年度平内町下水道事業会計補正予算案」以上5件について、9月11日審査会を開き、慎重審査の結果、報告については、いずれも「承認すべきもの」、議案については、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので御報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。

これより「報告第18号」、「報告第19号」及び「議案第57号」から「議案第62号」まで、及び「陳情第1号」併せて9件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告はいずれも「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」、陳情は「採択すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「報告第18号」、「報告第19号」及び「議案第57号」から「議案第62号」までの各議案は、報告は「承認」、議案は「可決」、「陳情第1号」は「採択」と決定しました。



日程第3、議案第63号 平内町犯罪被害者等支援条例案

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第63号 平内町犯罪被害者等支援条例案」を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町民課長。（「はい」の声あり）

町民課長（千代谷文徳君）（「議案第63号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、田中光弘議員。

10番（田中光弘君）はい、条例には賛同いたします。

そこで、支援策の一つとして見舞金導入についてお伺いいたします。昨年4月1日現在で、県と政令都市を除いた市・区・町村が1,721のうち、条例をしているのが約半分と。こうみてみると、被害っていうよりそういうのが大きい市町村ほど早く制定しております。でないところは、制定が遅れているっていうことで、全国をみれば進んでいる県、遅れている県っていうのがあります。そういう中で、条例を制定しているところでは、見舞金というのを制度化しております。中にはですね、条例の中に謳ったり条例、施行規則、又は要綱で遺族見舞金とか傷害見舞金とか額を規定しておりますが、当町においてはどのように考えておりますか。そういう実施するようにしております。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町民課長。（「はい」の声あり）

町民課長（千代谷文徳君）ただいまの御質問にお答えします。当条例案が議決をした際には速やかに見舞金の支給の要綱並びに助成金の交付要綱を制定して対応したいと考えております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）金額については、まちまちなんですが、だいたいどのくらいの額を予定しておりますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町民課長。

町民課長（千代谷文徳君）この金額についても、今後財政サイドとも相談しないといけないんですが、ただこちらで予定している額については遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円というふうに予定しております。

以上です。（「了解です。」の声あり）

議長（船橋健人君）そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑を終結いたします。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第63号 平内町犯罪被害者等支援条例案」は「可決」することに、御異議あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第63号」は「可決」されました。



日程第4、議案第64号 財産の取得について〔学習者用コンピュータ等〕

議 長（船橋健人君）日程第4、「議案第64号 財産の取得について〔学習者用コンピュータ等〕」を議題といたします。

本案について、提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、学校教育課長。

学校教育課長（須藤鉄博君）（「議案第64号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第64号 財産の取得について〔学習者用コンピュータ等〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第64号」は「可決」されました。



日程第5、議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて

議 長（船橋健人君）日程第5、「議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて」を議題といたします。

倉内清一議員ほか5名の連名により「議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて」、「議案第66号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」は、無記名投票にされたいとの要求がありましたので、会議規則第82条第1項の規定により無記名投票で行います。

ここで準備のため暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

議 長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

本案については、教育委員会 渡辺教育長の直接関係の議案であるので、よって同君の退席を求めます。

(渡辺教育長退席)

議 長（船橋健人君）本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第65号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより、採決します。この採決は、無記名投票で行います。

会場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

議長(船橋健人君) ただ今の、出席議員は、12人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番 船橋侑雅君、3番 内海伸さん、5番 亀田弘徳君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。投票用紙には、賛成と反対の文字が印刷されてありますので、いずれかの枠内に丸印を自席で記入してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって反対とみなしますので注意してください。

議長(船橋健人君) 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(船橋健人君) 異常なしと認めます。それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議長(船橋健人君) 1番 船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いします。

(投票)

議長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 投票漏れなしと認めます。投票を終ります。

開票を行います。1番 船橋侑雅君、3番 内海伸さん、5番 亀田弘徳君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(船橋健人君) 開票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち、

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり「賛成」が多数であります。

したがって「議案第65号 平内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて」は「同意」されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開いた) (渡辺教育長入場)



日程第6、議案第66号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

議長（船橋健人君） 日程第6、「議案第66号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）（「議案第66号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより、採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉める）

議長（船橋健人君）ただ今の、出席議員数は、12人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、2番 荒内護君、6番 田中茂勝君、10番 田中光弘君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

念のため申し上げます。投票用紙には、賛成と反対の文字が印刷されてありますので、いずれかの枠内に丸印を自席で記入してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって反対とみなしますので注意してください。

議長（船橋健人君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）異常なしと認めます。それでは、投票用紙へ記入を願います。

（投票用紙へ記入）

議長（船橋健人君）1番 船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いします。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）投票漏れなしと認めます。投票を終ります。

開票を行います。2番 荒内護君、6番 田中茂勝君、10番 田中光弘君は開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（船橋健人君）開票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 11 票

反対 0 票

以上のとおり「賛成」が多数であります。

したがって「議案第 66 号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」は「同意」されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開いた)

議長(船橋健人君) ここで準備のため暫時休憩します。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

議長(船橋健人君) 休憩を取り消し会議を再開します。



日程第 7、議員派遣の件

議長(船橋健人君) 日程第 7、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第 129 条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしております、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「議員派遣の件」については「承認」することに決定しました。

ここで資料配布のため暫時休憩します。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 10 時 43 分 再開

議長(船橋健人君) 休憩を取り消し会議を再開します。

ただいま、田中茂勝議員ほか 5 人の連名により、「発議第 4 号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書案」が提出されました。

この際「発議第 4 号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書案」についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「発議第 4 号」は日程に追加し議題とすることに決定しました。



日程第 8、発議第 4 号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書案

議長(船橋健人君) 日程第 8、「発議第 4 号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書案」についてを議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。(「議長」の声あり) はい、6 番、田中茂勝君。(「は

い」の声あり)

6 番（田中茂勝君） 「発議第4号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書案」について、御説明申し上げます。

2025年政府予算案には、患者が支払う高額療養費の自己負担限度額を段階的に引き上げる「見直し」が含まれていましたが、当面、引き上げ案を凍結し、今年秋までに改めて方針を検討し、決定することになっております。

税と社会保険料を合わせた国民負担率が50%に近い水準まで上昇し、可処分所得が減り、賃上げが物価上昇に及ばず、実質所得が3年連続マイナスとなるなかでの、今回の引き上げは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼします。

がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々にとって、生死に直結する治療の断念を迫る引き上げだとと言えます。

以上のことから、当事者の方々のいのちと暮らしを守るために、高額療養費の自己負担引き上げについては、凍結ではなく、撤回してくださるよう、国に求めるため、私が提出者となり、倉内清一議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げて提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第4号 高額療養費の自己負担引き上げの撤回を求める意見書案」を「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「発議第4号」は「可決」されました。



議長（船橋健人君） 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

◇

議 長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり、町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る9月4日開会いたしました本定例会では、「前年度の各会計にかかる決算認定」及び「本年度の各会計補正予算案」について、また、10月7日に任期満了となる「渡辺教育長の再任の人事案件」など、合わせて20件、御提案申し上げておりましたが、本日、全案件とも、それぞれ御承認、御議決、御同意をいただき誠にありがとうございました。

渡辺教育長も再任されましたので、力を合わせて今後の町政の運営には万全を期してまいりたいと思っております。

また、一般質問あるいは決算特別委員会、各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様方の御意見等を参考に、今後とも予算の執行並びに事務事業について、遺漏のないよう職員一同万全を期して参りますので、議員皆様方には、これまで同様の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げ、挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

議 長（船橋健人君）これをもちまして、令和7年第3回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

（午前10時49分　閉　会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

